

岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年三月二十七日

目次

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	六
岐阜県財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	六
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(同)	七
岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	七
工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	(同)	二八
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(同)	二九
岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例	(行政管理課)	三〇
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三〇
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三一
岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例	(地域スポーツ課)	三一
岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例	(同)	三一
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課・健康福祉政策課)	三三
岐阜県統計調査条例の一部を改正する条例	(統計課)	三三
岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	(文化伝承課)	三四

南飛騨健康増進センター条例の一部を改正する条例	(保健医療課)	三五
岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例	(業務水道課)	三五
岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(高齢福祉課)	三五
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課・子ども家庭課)	三六
岐阜県立障がい者職業能力開発校条例	(労働雇用課)	三六
岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	三六
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(産業技術課)	三七
岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(林政課)	三七
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建設政策課・都市政策課)	三七
岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	四七
警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	(装備施設課)	四九
岐阜県主要農作物種子条例	(議事調査課)	四九
岐阜県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	(議会総務課)	五一

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (とき)は翌日

平成三十一年三月二十七日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例(条例第一号)

一次の基金を廃止することとした。(第二条関係)

1 岐阜県委託職員退職手当基金

2 岐阜県有建物再建準備基金

二 この条例は、平成三一年四月一日から施行することとした。

岐阜県財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)

一 財政状況の公表方法について、原則として県ホームページへの掲載とすることとした。(第四条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第三号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を五四人増員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

(一) 知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部を除く。)) 二三人

(二) 企業会計職員(都市建築部) 一人

(三) 教育委員会の事務部局 九人

(四) 学校 四四人

2 減員するもの

美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー 二三人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を九八人減員することとした。

(内訳)

1 小学校、中学校及び義務教育学校 九〇人

2 特別支援学校 八人

三 この条例は、平成三一年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)

一 特殊勤務手当について、次のとおり改正することとした。(第二〇条関係)

1 教職員の部活動指導業務について支給する教育職員手当の上限額を改定することとした。

2 家畜伝染病防疫作業に従事する職員に支給する防疫等作業手当の上限額を改定することとした。

3 獣医師である職員がと畜場法等に基づく検査業務に従事した場合、従事した日一日につき一、一〇〇円の範囲内で、食肉検査業務手当を支給することとした。

二 国家公務員に準拠し、職員に対し時間外勤務命令を行うことができる上限を設けることとした。(第三七条関係)

三 この条例中一、二及び三は公布の日から、その他は平成三一年四月一日から施行することとした。

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例(条例第五号)

一 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、次の条例について使用料等の額の改定を行うこととした。

1 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例

2 岐阜アリーナ条例

3 岐阜県長良川球技場条例

4 岐阜県長良川スポーツプラザ条例

5 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例

6 岐阜県川辺漕艇場条例

7 岐阜県スポーツ科学センター条例

8 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例

9 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例

10 岐阜県県民ふれあい会館条例

11 ぎふ清流文化プラザ条例

12 飛騨・世界生活文化センター条例

- 13 岐阜県博物館条例
 - 14 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例
 - 15 岐阜県美術館条例
 - 16 岐阜県現代陶芸美術館条例
 - 17 岐阜県図書館条例
 - 18 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例
 - 19 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例
 - 20 南飛騨健康増進センター条例
 - 21 岐阜県福祉友愛プール条例
 - 22 岐阜県福祉友愛アリーナ条例
 - 23 岐阜県産業会館の設置及び管理に関する条例
 - 24 ソフトピアジャパンセンター条例
 - 25 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例
 - 26 岐阜県科学技術振興センター条例
 - 27 岐阜県かがみがはら航空宇宙博物館条例
 - 28 セラミックパークMINOの条例
 - 29 岐阜県農林関係手数料徴収条例
 - 30 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例
 - 31 岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例
 - 32 岐阜県道路路占用料等徴収条例
 - 33 岐阜県流水占用料等徴収条例
 - 34 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例
 - 35 岐阜県県営住宅条例
 - 36 岐阜県公営企業の設置等に関する条例
 - 37 岐阜県都市公園条例
- 二 この条例は、平成三一年一〇月一日から施行することとした。
- 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第六号）
- 一 「工業標準化法」の一部改正に伴い、次の五条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- 1 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例
 - 2 岐阜県総務関係手数料徴収条例

- 3 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例
 - 4 岐阜県農林関係手数料徴収条例
 - 5 岐阜県土木関係手数料徴収条例
- 二 この条例は、平成三一年七月一日から施行することとした。
- 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第七号）
- 一 「学校教育法の一部を改正する法律」の施行により専門職大学が創設されることに伴い、次の三条例に規定している職員の資格要件に専門職大学に関する要件を加えることとした。
- 1 岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例
 - 2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 3 岐阜県職業訓練の基準等を定める条例
- 二 次の四条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- 1 岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例
 - 2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 3 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例
 - 4 岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例
- 三 この条例は、平成三一年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第八号）
- 一 岐阜県施設等有効活用事業審査委員会を廃止してその所掌事務を岐阜県指定管理者審査委員会に移管し、その名称を岐阜県指定管理者制度等運用委員会とすることとした。（別表関係）
- 二 岐阜県政府調達苦情検討委員会の調査審議事項に、県の地方独立行政法人が行う調達に係る苦情に関する事項を加えることとした。（別表関係）
- 三 この条例中一は平成三一年四月一日から、二は公布の日から施行することとした。
- 岐阜県税条例の一部を改正する条例（条例第九号）
- 一 障害者の社会参加を促進するため、障害の程度が同じ場合は、本人が運転する場合及び生計同一者が運転する場合のいずれも同じ減免が受けられるよう、心身

障害者に係る自動車税の減免の対象を拡大することとした。(第七二条の一七関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成三一年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)

1 環境・生活関係(「特定非営利活動促進法」二七項目)

2 教育関係(「文化財保護法」五項目)

二 この条例は、平成三二年四月一日から施行することとした。

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 第四駐車場を廃止することとした。(別表関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成三二年四月一日から施行することとした。

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

一 岐阜県スポーツ科学センター分館(御嶽濁河高地トレーニングセンター)に新たな宿泊室を設けるとともに、その利用料金を指定管理者の収入として収受させることとする(別表第二関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)

一 介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

二 保健環境研究所において行う温泉法に基づく温泉の成分に関する水質試験手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

三 この条例中一は平成三二年四月一日から、二は平成三二年一〇月一日から施行することとした。

岐阜県統計調査条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

一 「統計法」の一部改正に鑑み、県が行う統計調査において集めた情報を大学等に

に提供した場合の公表制度を創設することとした。(第一〇条関係)

二 この条例は、平成三二年五月一日から施行することとした。

岐阜県教育委員会の職権権限の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事部局へ移管することとした。(本則関係)

二 一に伴い、次の三条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県文化財保護条例

2 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例

三 この条例は、平成三二年四月一日から施行することとした。

南飛騨健康増進センター条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 キャンプ縄文の一泊当たりの使用時間を変更することとした。(別表関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成三二年四月一日から施行することとした。

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 「水道法施行規則」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成三二年四月一日から施行することとした。

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、児童指導員の資格要件に幼稚園教諭の免許状を有する者を加えることとした。(第五九条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成三二年四月一日から施行することとした。

岐阜県立障がい者職業能力開発校条例(条例二〇号)

一 障害者に対して、その能力に適応した職業訓練を行うため、岐阜市に岐阜県立障がい者職業能力開発校を設置することとした。(第一条関係)

二 岐阜県立障がい者職業能力開発校の授業料、入校試験料及び入校金を無料とすることとした。(第三条関係)

三 その他岐阜県立障がい者職業能力開発校の設置及び管理に関し必要な事項を定めることとした。

四 この条例は、平成三十二年四月一日から施行することとした。

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

一 「職業能力開発促進法施行規則」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)

1 新たに実施する工業製品の放射線検査等の手数料を徴収することとした。

2 試験に係る報告書等の郵送を必要とする場合は、郵送一通につき三〇〇円を加算した額を徴収することとした。

3 繊維試験手数料及び木工試験手数料に係る試験の手数料の額を改定することとした。

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、一部を除き、平成三十一年四月一日から施行することとした。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

一 森林文化アカデミーにおける木材強度測定等成績証明書交付手数料の額を改定することとした。(別表関係)

二 この条例は、平成三十一年一月一日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 「建築基準法」の一部改正に伴い、既存建築物の利活用を促進するための建築制限の緩和に関する許可等に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の施行に伴い、次の

手数料を新たに徴収することとした。

1 特定所有者不明土地使用権取得等裁定申請手数料

2 特定所有者不明土地収用等裁定申請手数料

三 この条例中一は「建築基準法の一部を改正する法律」の施行の日から、二は平成三十一年六月一日から施行することとした。

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 既存の建築物を一時的に他の用途に転用する際に、建築基準法上の規制緩和の許可を受けた場合は、条例上の規制を適用しないこととした。(第二九条の三関係)

二 この条例は、「建築基準法の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 警視正以上の階級にある警察官についても、被服の支給対象者とすることとした。(第一条関係)

二 制服の着用を要しない特別の勤務に服する警部以上の階級にある警察官についても、制服の支給に代えて代料を支給する対象者とすることとした。(第四条関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県主要農作物種子条例(条例第二七号)

一 主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆(いずれも食用又は酒造用であるものに限る。))をいう。以下同じ。)の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の主要農作物の生産性の向上及び品質の確保に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

二 主要農作物の種子の生産及び普及について、基本理念を規定することとした。(第一条関係)

三 県の責務について規定することとした。(第三条関係)

四 県は、奨励品種の決定、生産計画の策定、原原種及び原種の生産等主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進することとした。(第四条) 第十一條関係)

五 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。
 岐阜県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）
 一 政務活動費に残余がある場合は、その額を返還しなければならない旨を明記することとした。（第九条関係）
 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例（昭和三十九年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表岐阜県委託費職員退職手当基金の項及び岐阜県有建物再建準備基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第八号）の一部を次の

ように改正する。

第二条中「行なつ」を「行つ」に改める。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第四条第一項中「岐阜県公報により行なつ」を「インターネットの利用その他の適切な方法により行つ」に改め、同条第二項中「岐阜県公報の発行」を「公表」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員定数条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務局（情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都
市建築部）を除く。）の項中「四、一六五人」を「四、一八七人」に改め、同表美術
館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、文化財保護センター、
情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「文
化財保護センター」を削り、「一九四人」を「二七二人」に改め、同表企業会計職員
（都市建築部）の項中「六六人」を「六七人」に改め、同表教育委員会の事務局の
項中「二五三人」を「二六二人」に改め、同表学校の項中「五、五四三人」を「五、
五八七人」に、「四、七五八人」を「四、七九七人」に改め、同表合計の項中「二四、
二四六人」を「二四、三〇〇人」に改める。

（岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「二一、七七四人」を「二一、六八四人」に、「二一、一七七人」を「二一、〇八八人」に改め、同表特別支援学校の項中「三六人」を「二八人」に、「二九人」を「二二人」に改め、同表合計の項中「二一、九四一人」を「二一、八四三人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第七号中「三千六百元」を「二千七百元」に改め、同条第四項第二号中「七百六十円」を「千円」に改め、同条第十二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 獣医師である職員のうち人事委員会が定めるものが従事すると畜場法(昭和二十八年法律第十四号)第十四条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十五条の規定による検査の業務に従事した日一日につき千円の範囲内で人事委員会が定める額

第二十条の二第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「前条第十二項第二号」を「前条第十二項第一号及び第三号」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3 前項に規定する勤務を命ずる時間及び月数の上限その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

1 この条例中第二十条第二項第七号の改正規定及び第三十七条に一項を加える改正規定は平成三十一年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2 改正後の第二十条第四項の規定は平成三十年九月九日から、同条第十二項及び第二十条の二第一項の規定は平成三十年十二月一日から適用する。

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「百分の六・三」を「百分の七・八」に、「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

(岐阜アリーナ条例の一部改正)

第二条 岐阜アリーナ条例(昭和四十年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの部専用する場合の款スポーツ又は文化事業(職業として行うものを除く)に利用する場合の項中「四、九四〇円」を「五、〇三〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五二〇円」に改め、同条その他に利用する場合の項中「三、四〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「二、六、九五〇円」を「二、七、四五〇円」に、「三、五八〇円」を「三、八三〇円」に、「二、一、三四〇円」を「二、一、五七〇円」に、「四、〇、七三〇円」を「四、一、四八〇円」に、「三、七、〇三〇円」を「三、七、七二〇円」に改め、同部専用しない場合の款スポーツ(職業として行うものを除く)に利用する場合の項中「八一〇円」を「八三〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七六〇円」に改め、同条その他に利用する場合の項中「八一〇円」を「八三〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

(岐阜県長良川球技場条例の一部改正)

第三条 岐阜県長良川球技場条例(平成二年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表競技場の部アマチュアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「二五、九二〇」を「二六、四〇〇」に、「二九、二二〇」を「二九、七五〇」に、「八一、〇五〇」を「八二、五五〇」に、「一〇、〇五〇」を「一〇、二四〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「八、六四〇」を「八、八〇〇」に、「九、七七〇」を「九、九五〇」に、「二七、〇五〇」を「二七、五五〇」に、「三、三五〇」を「三、四一〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「二九、六〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「四五、八五〇」を「四八、五五〇」に、「四〇五、〇五〇」を「四二二、五五〇」に、「五〇、五四〇」を「五一、四八〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「四三、二〇〇」を「四四、〇〇〇」に、「四八、六五〇」を「四九、五五〇」に、「三三、〇五〇」を「三三、七五〇」に、「二六、八五〇」を「二七、一六〇」に改め、同表駐車場の部第三駐車場の款中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

(岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部改正)

第四条 岐阜県長良川スポーツプラザ条例(平成五年岐阜県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表洋室(一人用)の項中「四、三三〇」を「四、四〇〇」に改め、同表洋室(二人用)の項中「七、五六〇」を「七、七〇〇」に改め、同表和室の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に、「一、一六〇」を「一、二〇〇」に、「九三〇」を「九五〇」に、「一、一三〇」を「一、一五〇」に、「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に、「三〇九〇」を「三、一五〇」に、「三、四〇〇」を「三、六〇〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に、「二、六五〇」を「二、六八〇」に、「四、八四〇」を「四、九二〇」に改める。

(岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例の一部改正)

第五条 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例(平成十七年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表入場料の項中「三、七〇〇円」を「三、七七〇円」に改め、同表スケート滑走料の項中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「三七、〇三〇円」を「三七、七二〇円」に改め、同表リンク利用料の項中「三〇、八六〇円」を「三一、四三〇円」

に改める。

(岐阜県川辺漕艇場条例の一部改正)

第六条 岐阜県川辺漕艇場条例(平成二十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表艇庫の部八人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「四一、九七〇」を「四二、七五〇」に、「八三、九三〇」を「八五、四八〇」に改め、同部四人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二八、三九〇」を「二八、九二〇」に、「五六、七八〇」を「五七、八三〇」に改め、同部二人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二〇、九八〇」を「二一、三七〇」に、「四一、九七〇」を「四二、七五〇」に改め、同部一人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「三、五八〇」を「三、八三〇」に、「二七、一五〇」を「二七、六五〇」に改め、同部スリーポールを保管する場合の項中「二、八四〇」を「二、八九〇」に、「五、六八〇」を「五、七九〇」に改め、同部スカルポールを保管する場合の項中「一、三六〇」を「一、三九〇」に、「二、七二〇」を「二、七七〇」に改め、同表宿泊施設の部中「一、三六〇」を「一、三九〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に改める。

(岐阜県スポーツ科学センター条例の一部改正)

第七条 岐阜県スポーツ科学センター条例(平成二十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一体力測定の一部安全検査の項中「八九〇」を「九二〇」に、「二、六九〇」を「二、七四〇」に改め、同部形態測定中の項中「七〇〇」を「七二〇」に改め、同部全身持久力測定中の項中「二、〇三〇」を「二、〇七〇」に、「六、一〇〇」を「六、二一〇」に改め、同部筋持久力測定中の項中「三三〇」を「三三〇」に、「九七〇」を「九九〇」に改め、同部筋力測定中の項中「三六〇」を「三七〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部パワー測定中の項中「四八〇」を「四九〇」に改め、同表動作分析の部フォーム撮影の項中「八六〇」を「八八〇」に、「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同部映像解析の項中「二、三〇〇」を「二、三四〇」に、「六、九一〇」を「七、〇四〇」に改め、同部地面反力測定中の項中「六三〇」を「六四〇」に、「一、八八〇」を「一、九一〇」に改め、同部筋電図測定中の項中「九七〇」を「九九〇」に、「二、九一〇」を「二、九六〇」に改め、同部足圧分布測定中の項中「一、〇四〇」を「一、〇六〇」に、「三、一三〇」を「三、一九〇」に改め、同部速度測定中の項中「二七〇」を「二八〇」に、「八〇〇」を「八一〇」に改め、同部関

節角度測定の中「二七〇」を「二八〇」に、「八〇〇」を「八一〇」に改め、同表回復支援(酸素カプセル)の部中「三二〇」を「三三〇」に、「九七〇」を「九九〇」に改め、同表体力トレーニングの部測定時指導の中「三二〇」を「三三〇」に、「九七〇」を「九九〇」に改め、同部個人指導の中「四八〇」を「四九〇」に、「一、四五〇」を「一、四八〇」に改め、同部集団指導の中「二、九六〇」を「三、〇一〇」に、「八、九一〇」を「九、〇八〇」に改める。

別表第二体育館の部県内の高校生以下の者の項中「六二〇」を「六三〇」に改め、同部その他の者の項中「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に改め、同表トレーニング室の部県内の高校生以下の者の項中「八九〇」を「九一〇」に改め、同部その他の者の項中「一、七二〇」を「一、七五〇」に改め、同表低酸素ルームの部中「二、六〇〇」を「二、六五〇」に改め、同表宿泊室の部洋室Bの款中「九、七〇〇」を「九、八八〇」に改め、同部和室の款県内の高校生以下の者の項中「二、四五〇」を「二、五〇〇」に改め、同款その他の者の項中「四、九〇〇」を「四、九九〇」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第八条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十六の表一の項中「六九〇」を「七〇〇」に改め、同表一の項中「三、三五〇」を「三、四一〇」に改める。

別表第三十四の表七の項中「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表八の項中「七、〇〇〇円」を「七、一三〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇四〇円」に改める。

別表第四十三の表一の項中「六九〇」を「七〇〇」に改め、同表一の項中「三、三五〇」を「三、四一〇」に改める。

別表第一四十六の表一の項第二号イ中「三二〇」を「三三〇」に改め、同号口中「一七〇」を「一八〇」に改め、同表一の項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同表三の項第一号中「八〇」を「九〇」に改め、同項第二号中「七〇」を「八〇」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「一七〇」を「一八〇」に改め、同項第六号口中「三八〇」を「四五〇」に改め、同項第七号中「一七〇」を「一八〇」に改め、同表四の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表五の項第一号、第二号、第四号、第七号及び第八号中「八〇」を「九〇」に改め、同表六の項中「一、二四〇」を「一、二七〇」に改め、同表七の項第一号イ及び口中「一七〇」を「一八〇」に改め、

同項第二号イ中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同項第三号イ中「四五〇」を「四六〇」に、「二七〇」を「二八〇」に改め、同号口中「一、二五〇」を「一、二八〇」に改め、同項第四号イ中「一、〇九〇」を「一、一一〇」に改め、同号口中「二、四二〇」を「二、四六〇」に改め、同号八中「三、二八〇」を「三、三四〇」に改め、同号二中「六八〇」を「六九〇」に改め、同号水中「一、八四〇」を「一、八七〇」に改め、同項第五号口中「九八〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表八の項中「一、二四〇」を「一、二七〇」に改め、同表九の項第一号イ中「四三〇」を「四四〇」に改め、同号口中「五二〇」を「五三〇」に改め、同項第二号イ中「一、三八〇」を「一、四一〇」に改め、同号口中「一、五六〇」を「一、五八〇」に改め、同号八中「一、四七〇」を「一、五〇〇」に改め、同号二中「一、八一〇」を「一、八五〇」に改め、同号水中「一、三八〇」を「一、四一〇」に改め、同号イ中「五一〇円」を「五三〇円」に、「二五五円」を「二六五円」に改め、同項第三号イ中「一、四七〇」を「一、五〇〇」に改め、同号口中「一、九〇〇」を「一、九四〇」に改め、同号八中「一、四二〇」を「一、四七〇」に改め、同項第四号中「一、八一〇」を「一、八五〇」に改め、同項第五号イ中「七八〇」を「七九〇」に改め、同号口中「三、二〇〇」を「三、二六〇」に改め、同項第六号イ中「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、同号口中「三、二八〇」を「三、三四〇」に改め、同表十の項中「一、三〇〇」を「一、三三〇」に改め、同表十一の項第一号イ中「一九一、二〇〇」を「一九四、七四〇」に改め、同号口中「一七八、三〇〇」を「一八一、六〇〇」に改め、同号八中「九、一九〇」を「九、三五〇」に改め、同号二中「七、一三〇」を「七、二六〇」に改め、同号イ中「五二〇」を「五三〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に、「二、一三八〇」を「二、四二〇」に、「六、〇五〇」を「六、一六〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、六九〇」に、「一四、一〇〇」を「一四、三六〇」に改め、同項第二号イ中「三、一四〇」を「三、二〇〇」に改め、同号口中「五、〇八〇円」を「五、一七〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同号八中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同号二中「二、七二〇」を「二、七六〇」に改め、同表十二の項第一号イ中「一、七三〇」を「一、七六〇」に、「八、三三〇」を「八、四七〇」に、「一五、一一〇」を「一五、四〇〇」に、「四五、三六〇」を「四六、二〇〇」に、「三三、五三〇」を「三四、一五〇」に、「三三、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「二二、七三〇」を「二三、一五〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「三、七九〇」を「三、八六〇」に、「八、五四〇」を「八、七〇〇」に、「四、九七

〇を「五、〇六〇」に、「一〇、三九〇」を「一〇、五八〇」に、「一六、二五〇」を「一六、五五〇」に、「六、二六〇」を「六、三八〇」に、「五、七三〇」を「五、八四〇」に、「七、七八〇」を「七、九二〇」に、「三、四、五六〇」を「三、五、一〇〇」に改め、同号口中「一、四一〇」を「一、四四〇」に改め、同号八中「一、六三〇」を「一、六六〇」に、「三、一四〇」を「三、三〇〇」に、「六、三八〇」を「六、五〇〇」に、「九、六二〇」を「九、八〇〇」に改め、同項第二号イ中「三、七九〇」を「三、八六〇」に改め、同号口中「四、二二〇」を「四、三〇〇」に改め、同号八中「五、一八〇」を「五、二八〇」に改め、同号二中「四、〇〇〇」を「四、〇七〇」に改め、同号水中「六、五九〇」を「六、七二〇」に改め、同号八中「七、六七〇」を「七、八一〇」に改め、同項第三号イ中「五、一一〇」を「五、四〇〇」に改め、同号口中「七、七八〇」を「七、九二〇」に改め、同号八中「二、九六〇」を「二、三、二〇〇」に改め、同項第四号中「八、九七〇」を「九、一四〇」に改め、同項第十三の項第一号イ中「二、四九〇」を「二、五四〇」に、「四、六五〇」を「四、七四〇」に改め、同号口中「七、六七〇」を「七、八一〇」に、「一六、三〇〇」を「一六、六〇〇」に改め、同項第二号イ中「三、〇〇〇」を「三、一四〇」に改め、同号口中「六、〇五〇」を「六、一六〇」に改め、同表十四の項第一号イ中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同号口中「九、八三〇」を「一〇、〇一〇」に改め、同号八中「四、一七〇」を「四、一、九五〇」に改め、同号二中「四、三三〇」を「四、四〇〇」に改め、同号水及びへ中「二、四、〇九〇」を「二、四、三五〇」に改め、同号下中「三、〇、一四〇」を「三、〇、八〇〇」に改め、同号子中「三、八、八八〇」を「三、九、六〇〇」に改め、同号リ中「三、五、六九〇」を「三、六、三五〇」に改め、同号又中「三、六、七二〇」を「三、七、四〇〇」に改め、同号ル中「五、〇、八一〇」を「五、一、七五〇」に改め、同号ヲ中「三、五、六九〇」を「三、六、三五〇」に改め、同号ワ中「六、一六〇」を「六、二七〇」に、「七、七八〇」を「七、九二〇」に改め、同号力中「一、八八〇」を「二、一、〇〇〇」に改め、同号ヨ中「一、九三〇」を「二、一、一五〇」に改め、同項第二号中「五、〇八〇」を「五、一七〇」に改め、同表十六の項中「六〇〇」を「六二〇」に改める。

別表第一四十八の表一の項中「一、四一〇」を「一、四四〇」に改め、同表二の項中「八四〇」を「八六〇」に改め、同表三の項中「七二〇」を「七三〇」に改め、同表四の項中「五〇」を「六〇」に改める。

(岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例の一部改正)

第九条 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例(平成十四年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表乗車定員が三十人以上である自動車の項中「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に改め、同表乗車定員が十一人以上二十九人以下である自動車の項中「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に改め、同表乗車定員が十人以下である自動車又は乗車定員がない自動車の項中「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に改め、同表公益上その他の事由によりやむを得ないと認められる業務に使用する自動車で規則で定めるものの項中「八二〇円」を「八四〇円」に改める。

(岐阜県民ふれあい会館条例の一部改正)

第十条 岐阜県民ふれあい会館条例(平成五年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表会議室の部三〇一会議室の款中「一〇、八〇〇」を「一、〇〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「一八、四〇〇」を「一八、七〇〇」に、「三、八〇〇」を「四、二〇〇」に、「三〇、二〇〇」を「三〇、八〇〇」に、「三七、八〇〇」を「三八、五〇〇」に改め、同部三〇二会議室の款中「一九、四〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二五、九〇〇」を「二六、四〇〇」に、「三、一、四〇〇」を「三、一、〇〇〇」に、「四、一、〇〇〇」を「四、一、八〇〇」に、「五、二、九〇〇」を「六、七、一〇〇」に改め、同部四〇一会議室、四〇三会議室及び四〇五会議室の款中「三、〇二〇」を「三、〇八〇」に、「四、〇〇〇」を「四、〇七〇」に、「五、〇八〇」を「五、一七〇」に、「六、三七〇」を「六、四九〇」に、「八、二二〇」を「八、三六〇」に、「一〇、二六〇」を「一〇、四五〇」に改め、同部四〇二会議室、四〇四会議室及び四〇六会議室の款中「二、四八〇」を「二、五三〇」に、「三、一、四〇〇」を「三、三〇〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「五、一八〇」を「五、二八〇」に、「六、五九〇」を「六、七二〇」に、「八、三三〇」を「八、四七〇」に改め、同部四〇七会議室の款中「三、七八〇」を「三、八五〇」に、「五、〇八〇」を「五、一七〇」に、「六、二六〇」を「六、三八〇」に、「七、九九〇」を「八、一四〇」に、「一〇、二六〇」を「一〇、四五〇」に、「二、一、八五〇」を「三、〇九〇」に改め、同部四〇八会議室の款中「三、〇二〇」を「三、〇八〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「五、〇八〇」を「五、一七〇」に、「六、三七〇」を「六、四九〇」に、「八、三三〇」を「八、四七〇」に、「一〇、三七〇」を「一〇、五六〇」に改め、同部四〇九会議室の款中「六、九一〇」

を「七、〇四〇」に、「九、二九〇」を「九、四六〇」に、「一、五六〇」を「一、七七〇」に、「四、五八〇」を「四、八五〇」に、「二八、七九〇」を「二九、一四〇」に、「三三、五四〇」を「三三、九八〇」に改め、同部四二〇会議室の款中「二、四八〇」を「二、五三〇」に、「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「五、一八〇」を「五、二八〇」に、「六、五九〇」を「六、七二〇」に、「八、三三〇」を「八、四七〇」に改め、同部一四〇一会議室の款中「二、五九〇」を「二、六四〇」に、「三、四六〇」を「三、五二〇」に、「四、三三〇」を「四、四〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「七、〇二〇」を「七、一五〇」に、「八、八六〇」を「九、〇二〇」に改め、同部第一和室会議室の款中「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「五、一八〇」を「五、二八〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「八、二二〇」を「八、三六〇」に、「一〇、四八〇」を「一〇、六七〇」に、「一一、一八〇」を「一一、四二〇」に改め、同部第二和室会議室の款中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「四、三三〇」を「四、四〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「六、八〇〇」を「六、九三〇」に、「八、七五〇」を「八、九二〇」に、「一〇、〇二〇」を「一〇、二二〇」に改め、同部特別会議室の款中「七、二四〇」を「七、三七〇」に、「九、〇七〇」を「九、二四〇」に改め、同部展望レセプションルームの款中「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に、「七、一〇〇」を「七、三〇〇」に改め、同表コンサートホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「三、二四〇〇」を「三、三〇〇〇」に、「四七、五〇〇」を「四八、四〇〇」に、「五一、八〇〇」を「五一、八〇〇」に、「七九、九〇〇」を「八〇、四〇〇」に、「九九、四〇〇」を「一〇〇、二〇〇」に、「一一一、八〇〇」を「一一四、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三八、九〇〇」を「三九、六〇〇」に、「六〇、五〇〇」を「六一、六〇〇」に、「六九、一〇〇」を「七〇、四〇〇」に、「九九、四〇〇」を「一〇〇、二〇〇」に、「一二九、六〇〇」を「一三二、〇〇〇」に、「一六八、五〇〇」を「一七一、六〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合の款平日の項中「四二、一〇〇」を「四二、九〇〇」に、「六一、六〇〇」を「六一、八〇〇」に、「六九、一〇〇」を「七〇、四〇〇」に、「一〇四、八〇〇」を「一〇六、七〇〇」に、「一一三、八〇〇」を「一一四、二〇〇」に、「一七三、九〇〇」を「一七五、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「五一、八〇〇」を「五一、八〇〇」に、「八二、一〇〇」を「八三、六〇〇」に、「九五、〇〇〇」を「九六、八〇〇」に、「一一三、九〇〇」を「一一六、

四〇〇」に、「一七七、一〇〇」を「一八〇、四〇〇」に、「二二九、〇〇〇」を「二三三、二〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合の款平日の項中「五一、八〇〇」を「五一、八〇〇」に、「七七、八〇〇」を「七九、二〇〇」に、「八六、四〇〇」を「八八、〇〇〇」に、「一一九、六〇〇」を「一二二、〇〇〇」に、「一六四、二〇〇」を「一六七、二〇〇」に、「二一六、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「一〇三、七〇〇」を「一〇五、六〇〇」に、「一一一、〇〇〇」を「一一三、二〇〇」に、「一六八、五〇〇」を「一七一、六〇〇」に、「二二四、六〇〇」を「二二八、八〇〇」に、「二八九、四〇〇」を「二九四、八〇〇」に改め、同表第一楽屋、第二楽屋及び第三楽屋の款中「八六〇」を「八八〇」に、「一一、一九〇」を「一一、二二〇」に、「一一、五二〇」を「一一、五四〇」に、「二〇五〇」を「二〇九〇」に、「二、七〇〇」を「二、七五〇」に、「三、五六〇」を「三、六三〇」に改め、同部第四楽屋、第五楽屋及び第六楽屋の款中「一、七三〇」を「一、七六〇」に、「二、三八〇」を「二、四二〇」に、「三、〇二〇」を「三、〇八〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「七、一三〇」を「七、二六〇」に改め、同表リハーサル室の部中「二、九二〇」を「二、九七〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「四、八六〇」を「四、九五〇」に、「六、八〇〇」を「六、九三〇」に、「八、七五〇」を「八、九一〇」に、「一一、六六〇」を「一一、八八〇」に改め、同表屋内イベント広場及び屋外イベント広場の部中「二、一六〇〇」を「二、七〇〇」に改め、同表備考第七号イ中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同号口中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改める。

(ぎふ清流文化プラザ条例の一部改正)

第十一条 ぎふ清流文化プラザ条例(平成六年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表長良川ホールの部営利を目的としない場合の款入場料を徴収しない場合の項中「一九、四〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二八、五〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「三一、一〇〇」を「三一、七〇〇」に、「四七、九〇〇」を「四八、八〇〇」に、「五九、六〇〇」を「六〇、七〇〇」に、「七九、〇〇〇」を「八〇、五〇〇」に、「一一三、三〇〇」を「一一三、八〇〇」に、「一三六、三〇〇」を「一三七、〇〇〇」に、「四一、五〇〇」を「四二、二〇〇」に、「五九、六〇〇」を「六〇、八〇〇」に、「七七、八〇〇」を「七九、二〇〇」に、「一〇一、一〇〇」を「一〇三、〇〇〇」に

に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「二五、三〇〇」を「二五、七〇〇」に、「三七、六〇〇」を「三八、三〇〇」に、「四一、五〇〇」を「四一、二〇〇」に、「六一、九〇〇」を「六四、〇〇〇」に、「七九、一〇〇」を「八〇、五〇〇」に、「一〇四、四〇〇」を「一〇六、二〇〇」に、「三一、一〇〇」を「三一、七〇〇」に、「四九、二〇〇」を「五〇、二〇〇」に、「五七、〇〇〇」を「五八、一〇〇」に、「八〇、三〇〇」を「八一、九〇〇」に、「一〇六、二〇〇」を「一〇八、三〇〇」に、「一三七、三〇〇」を「一四〇、〇〇〇」に改め、同部営利を目的とする場合の款中「三一、一〇〇」を「三一、七〇〇」に、「四六、七〇〇」を「四七、五〇〇」に、「五一、八〇〇」を「五一、八〇〇」に、「七七、八〇〇」を「七九、二〇〇」に、「九八、五〇〇」を「一〇〇、三〇〇」に、「二九、六〇〇」を「三一、〇〇〇」に、「三八、九〇〇」を「三九、六〇〇」に、「六一、二〇〇」を「六三、四〇〇」に、「七二、六〇〇」を「七三、九〇〇」に、「一〇、一〇〇」を「一〇三、〇〇〇」に、「一三四、八〇〇」を「一三七、三〇〇」に、「七三、七〇〇」を「七六、九〇〇」に改め、同表練習室の部第一練習室の款中「七一〇」を「七三〇」に、「九五〇」を「九七〇」に、「一、六六〇」を「一、七〇〇」に、「一、九〇〇」を「一、九四〇」に、「一、六一〇」を「一、六七〇」に改め、同部第二練習室の款中「六二〇」を「六三〇」に、「八二〇」を「八四〇」に、「一、四四〇」を「一、四七〇」に、「一、六四〇」を「一、六八〇」に、「二一、二六〇」を「二一、三一〇」に改め、同部第三練習室の款中「二、三三〇〇」を「二、三四〇〇」に、「三、〇七〇」を「三、一〇〇」に、「五、三七〇」を「五、四六〇」に、「六、一四〇」を「六、二四〇」に、「八、四四〇」を「八、五八〇」に改め、同部第四練習室の款中「一、八八〇」を「一、九一〇」に、「一、五一〇」を「一、五五〇」に、「四、三九〇」を「四、四六〇」に、「五、〇二〇」を「五、一〇〇」に、「六、九〇〇」を「七、〇一〇」に改める。

(飛驒・世界生活文化センター条例の一部改正)

第十二条 飛驒・世界生活文化センター条例(平成十二年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の表展示会、集会、興行等に利用する場合の部営利を目的としない場合の款入場料を徴収しない場合の項中「五七、二〇〇」を「五八、二〇〇」に、「七六、二〇〇」を「七七、七〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三五、九〇〇」に、「五一、四〇〇」を「五五、四〇〇」に、「一〇九、六〇〇」を「一一三、六〇〇」に改め、

同款入場料を徴収する場合の項中「一四、四〇〇」を「一六、五〇〇」に、「五一、五〇〇」を「五五、三〇〇」に、「二六六、九〇〇」を「二七一、八〇〇」に、「三〇五、〇〇〇」を「三一〇、六〇〇」に、「四一九、四〇〇」を「四二七、一〇〇」に改め、同部営利を目的とする場合の款中「一六〇、一〇〇」を「一六三、一〇〇」に、「二一三、五〇〇」を「二一七、四〇〇」に、「三七三、六〇〇」を「三八〇、五〇〇」に、「四二七、〇〇〇」を「四三四、八〇〇」に、「五八七、一〇〇」を「五九七、九〇〇」に、「一七六、一〇〇」を「一七九、四〇〇」に、「三三四、八〇〇」を「三三九、二〇〇」に、「四一〇、九〇〇」を「四一八、六〇〇」に、「四六九、六〇〇」を「四七八、四〇〇」に、「六四五、七〇〇」を「六五七、八〇〇」に改め、同表文化事業、スポーツ又はレクリエーション(職業として行うものを除く。)に利用する場合の部全部利用の款入場料を徴収しない場合の項中「一九、一〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二五、四〇〇」を「二五、九〇〇」に、「三五、六〇〇」を「三六、二〇〇」に、「四四、五〇〇」を「四五、三〇〇」に、「六一、〇〇〇」を「六一、一〇〇」に、「八〇、一〇〇」を「八一、五〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、四〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二八、五〇〇」に、「三九、一〇〇」を「三九、九〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に、「六七、一〇〇」を「六八、四〇〇」に、「八八、一〇〇」を「八九、八〇〇」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「三八、一〇〇」を「三八、八〇〇」に、「五〇、八〇〇」を「五一、八〇〇」に、「七一、二〇〇」を「七二、五〇〇」に、「八八、九〇〇」を「九〇、六〇〇」に、「一一一、〇〇〇」を「一一四、三〇〇」に、「一六〇、一〇〇」を「一六三、一〇〇」に、「四一、九〇〇」を「四二、七〇〇」に、「五五、九〇〇」を「五六、九〇〇」に、「七八、三〇〇」を「七九、七〇〇」に、「九七、八〇〇」を「九九、六〇〇」に、「一三四、二〇〇」を「一三六、六〇〇」に、「一七六、一〇〇」を「一七九、三〇〇」に改め、同部一部利用の款バスケットボールコート一面につきの項中「六、三五〇」を「六、四七〇」に、「八、四七〇」を「八、六三〇」に、「一一、八六〇」を「一二、〇八〇」に、「二四、八二〇」を「二五、一〇〇」に、「二〇、三三〇」を「二〇、七二〇」に、「二六、六八〇」を「二七、一八〇」に、「六、九九〇」を「七、一二〇」に、「九、三三〇」を「九、四九〇」に、「一三、〇五〇」を「一三、二九〇」に、「一六、三三〇」を「一六、六一〇」に、「二一、三七〇」を「二一、七八〇」に、「一九、三六〇」を「一九、九〇〇」に改め、同款バレーボールコート一面につきの項中「四、二四〇」を「四、三一〇」に、「五、六五〇」を「五、七五〇」に、「七、九一〇」を「八、〇

五〇」に、「九、八九〇」を「二〇、〇六〇」に、「三、五六〇」を「三、八〇〇」に、「一七、八〇〇」を「一八、一一〇」に、「四、六六〇」を「四、七五〇」に、「六、二二〇」を「六、三三〇」に、「八、七〇〇」を「八、八六〇」に、「一〇、八七〇」を「一〇、〇八〇」に、「四、九一〇」を「五、一九〇」に、「一九、五七〇」を「一九、九四〇」に改め、同款パドミントンコート一面につきの項中「一、二七〇」を「一、二九〇」に、「一、六九〇」を「一、七三〇」に、「一、三三〇」を「一、四二〇」に、「一、九六〇」を「三、〇二〇」に、「四、〇六〇」を「四、一五〇」に、「五、三三〇」を「五、四四〇」に、「一、四〇〇」を「一、四二〇」に、「一、八六〇」を「一、九〇〇」に、「二、六一〇」を「二、六六〇」に、「三、二六〇」を「三、三二〇」に、「四、四七〇」を「四、五六〇」に、「五、八七〇」を「五、九八〇」に改め、同款卓球コート一面につきの項中「一、〇六〇」を「一、〇八〇」に、「一、四一〇」を「一、四四〇」に、「一、九八〇」を「二、〇一〇」に、「二、四七〇」を「二、五二〇」に、「三、三九〇」を「三、四五〇」に、「四、四五〇」を「四、五三〇」に、「一、一六〇」を「一、一九〇」に、「一、五五〇」を「一、五八〇」に、「二、一七〇」を「二、二二〇」に、「二、七二〇」を「二、七七〇」に、「三、七二〇」を「三、七九〇」に、「四、八八〇」を「四、九八〇」に改め、同款イベントホール二分の一を利用する場合の項中「九、五三〇」を「九、七二〇」に、「一、七〇」を「一、九四〇」に、「一、七、七九〇」を「一、八、一一〇」に、「二、二四〇」を「二、二六五〇」に、「三、〇、五〇〇」を「三、一、〇六〇」に、「四、〇、〇三〇」を「四、〇、七七〇」に、「一〇、四八〇」を「一〇、六八〇」に、「一三、九八〇」を「一四、二四〇」に、「一九、五七〇」を「一九、九三〇」に、「二四、四六〇」を「二四、九二〇」に、「三三、五五〇」を「三三、一七〇」に、「四四、〇三〇」を「四四、八五〇」に改める。

別表二の表営利を目的としない場合の部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「一〇、三〇〇」を「一〇、七〇〇」に、「一九、八〇〇」を「三〇、四〇〇」に、「三三、五〇〇」を「三三、一〇〇」に、「五〇、一〇〇」を「五一、一〇〇」に、「六一、三〇〇」を「六三、五〇〇」に、「八二、六〇〇」を「八四、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二四、四〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三七、九〇〇」を「三八、六〇〇」に、「四三、四〇〇」を「四四、二〇〇」に、「六二、三〇〇」を「六三、四〇〇」に、「八一、三〇〇」を「八二、八〇〇」に、「一〇五、七〇〇」を「一〇七、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平

日の項中「二六、四〇〇」を「二六、九〇〇」に、「三九、三〇〇」を「四〇、〇〇〇」に、「四三、四〇〇」を「四四、二〇〇」に、「六五、七〇〇」を「六六、九〇〇」に、「八二、七〇〇」を「八四、二〇〇」に、「一〇九、一〇〇」を「一一、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三三、五〇〇」を「三三、一〇〇」に、「五一、五〇〇」を「五一、四〇〇」に、「五九、六〇〇」を「六〇、七〇〇」に、「八四、〇〇〇」を「八五、五〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一四三、六〇〇」を「一四六、二〇〇」に改め、同表営利を目的とする場合の部平日の款中「三三、五〇〇」を「三三、一〇〇」に、「四八、八〇〇」を「四九、七〇〇」に、「五四、二〇〇」を「五五、二〇〇」に、「八一、三〇〇」を「八二、八〇〇」に、「一〇三、〇〇〇」を「一〇四、九〇〇」に、「一三五、五〇〇」を「一三八、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の款中「四〇、六〇〇」を「四一、四〇〇」に、「六五、〇〇〇」を「六六、二〇〇」に、「七五、九〇〇」を「七七、三〇〇」に、「一〇五、六〇〇」を「一〇七、六〇〇」に、「一四〇、九〇〇」を「一四三、五〇〇」に、「一八一、五〇〇」を「一八四、九〇〇」に改める。

別表三の表大会議室の項中「八、二〇〇」を「八、三〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一三、六〇〇」を「一三、九〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一七、五〇〇」に、「二二、一〇〇」を「二二、五〇〇」に、「二七、八〇〇」を「二八、三〇〇」に改め、同表中会議室の項中「四、一〇〇」を「四、二〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、七〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、二〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、一〇〇」に改め、同表小会議室の項中「一、一〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一七、七〇〇」を「一八、〇〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三三、五〇〇」に、「四、二〇〇」を「四、四〇〇」に、「五、五〇〇」を「五、七〇〇」に、「六、九〇〇」を「七、一〇〇」に改め、同表第一特別会議室の項中「一九、八〇〇」を「二〇、二〇〇」に、「二六、四〇〇」を「二六、九〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三三、七〇〇」に、「四一、六〇〇」を「四二、四〇〇」に、「五三、五〇〇」を「五四、五〇〇」に、「六七、三〇〇」を「六八、七〇〇」に改め、同表第二特別会議室の項中「六一〇」を「六三〇」に、「七八〇」を「七九〇」に改める。

別表六の表展示室二の部入場料を徴収しない場合の項中「五、〇〇〇」を「五、一〇〇」に、「六、七〇〇」を「六、八〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に、「一三、四〇〇」を「一三、六〇〇」に、「一八、四〇〇」を「一八、七〇〇」に

改め、同部入場料を徴収する場合の項中「一〇、〇〇〇」を「一〇、二〇〇」に、「一三、四〇〇」を「一三、六〇〇」に、「一三、四〇〇」を「一三、八〇〇」に、「二六、八〇〇」を「二七、二〇〇」に、「三六、八〇〇」を「三七、四〇〇」に改め、同表展示室三の部入場料を徴収しない場合の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、八〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一七、六〇〇」に、「三三、七〇〇」を「四、二〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の項中「三、〇〇〇」を「三、二〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一七、六〇〇」に、「三〇、二〇〇」を「三〇、八〇〇」に、「三四、四〇〇」を「三五、二〇〇」に、「四七、四〇〇」を「四八、四〇〇」に改める。

別表備考第四号イ中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。
 (岐阜県博物館条例の一部改正)

第十三条 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表その他の者の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

(岐阜県高山陣屋入場料徴収条例の一部改正)

第十四条 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例(昭和五十五年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表個人の項中「四三〇円」を「四四〇円」に改め、同表団体(三人以上に限る。)の項中「三八〇円」を「三九〇円」に改める。

(岐阜県美術館条例の一部改正)

第十五条 岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一その他の者の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

別表第二一般展示室(小)の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同表一般展示室(中)の項中「一七、二八〇円」を「一七、六〇〇円」に改め、同表一般展示室(大)の項中「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」に改め、同表多目的ホール(大)の項中「三九、二八〇円」に改め、同表講堂の項中「一五、四三〇円」を「一五、七二〇円」に改め、同表野外展示場の項中「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に改め、同表備考第二号中「六千五百八十円」を「六千七百円」

に、「八千八百五十円」を「九千二十円」に改める。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

第十六条 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表その他の者の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

(岐阜県図書館条例の一部改正)

第十七条 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表研修室の部全部使用の款中「二、〇六〇」を「二、一〇〇」に、「四、二二〇」を「四、三〇〇」に、「二、六七〇」を「二、七二〇」に、「六、二八〇」を「六、四〇〇」に、「六、八九〇」を「七、〇二〇」に、「八、九五〇」を「九、一二〇」に改め、同部一部使用の款研修室一の項中「一、三四〇」を「一、三六〇」に、「一、五七〇」を「一、六二〇」に、「一、五四〇」を「一、五七〇」に、「三、九一〇」を「三、九八〇」に、「四、一一〇」を「四、一九〇」に、「五、四五〇」を「五、五五〇」に改め、同款研修室二の項中「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に、「一、〇六〇」を「一、一〇〇」に、「一、一三〇」を「一、一五〇」に、「三、〇九〇」を「三、一五〇」に、「三、一九〇」を「三、三三〇」に、「四、三三〇」を「四、四〇〇」に改め、同表特別会議室の部中「四、六三〇」を「四、七二〇」に、「九、二六〇」を「九、四三〇」に、「五、三五〇」を「五、四五〇」に、「一三、八九〇」を「一四、一五〇」に、「一四、六一〇」を「一四、八八〇」に、「一九、二四〇」を「一九、六〇〇」に改め、同表多目的ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「六、〇七〇」を「六、一八〇」に、「一三、三七〇」を「一三、六二〇」に、「七、三〇〇」を「七、四四〇」に、「一四、四四〇」を「一四、八〇〇」に、「二〇、六七〇」を「二〇、六〇〇」に、「二六、七四〇」を「二七、二四〇」に、「二六、九七〇」を「二七、二八〇」に、「二四、二七〇」を「二四、七二〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「七、九二〇」を「八、〇七〇」に、「一七、五九〇」を「一七、九一〇」に、「九、六七〇」を「九、八五〇」に、「二五、五一〇」を「二五、九八〇」に、「二七、二六〇」を「二七、七六〇」に、「三五、一八〇」を「三五、八三〇」に、「三三、四〇」を「三三、四七〇」に、「三三、七二〇」を「三三、三三〇」に改め、同表多目的小ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に

「四、七三〇」を「四、八二〇」に、「一、五七〇」を「一、六二〇」に、「六、八九〇」を「七、〇二〇」に、「七、三〇〇」を「七、四四〇」に、「九、四六〇」を「九、六四〇」に、「五、九七〇」を「六、〇八〇」に、「八、五四〇」を「八、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「二、七八〇」を「二、八三〇」に、「一七〇」を「一六、二九〇」に、「三、三九〇」を「三、四五〇」に、「八、九五〇」を「九、一二〇」に、「九、五六〇」を「九、七四〇」に、「二、三四〇」を「二、五七〇」に、「八、一三〇」を「八、二八〇」に、「一、五二〇」を「一、七三〇」に改め、同表企画展示室の部中「三、六〇〇」を「三、六七〇」に改める。

(岐阜県福祉・農業会館利用料金条例の一部改正)

第十八条 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例(昭和五十五年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表大会議室の項中「一九、四四〇円」を「一九、八〇〇円」に、「九、七二〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表研修室の項中「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表会議室の項中「三、八九〇円」を「三、九六〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に改める。

(岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例の一部改正)

第十九条 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表診療材料代の項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(南飛驒健康増進センター条例の一部改正)

第二十条 南飛驒健康増進センター条例(平成十五年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表一の表営利を目的としない場合の部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「七、五一〇」を「七、六五〇」に、「一、〇七〇」を「一、二八〇」に、「一八、五八〇」を「一八、九二〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「九、〇七〇」を「九、二四〇」に、「四、〇九〇」を「四、三六〇」に、「三、一七〇」を「三、三六〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、七七〇」を「九、九六〇」に、「一四、五八〇」を「一四、八五〇」に、「二四、三五〇」を「二四、八一〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「二、一〇〇」を

「二、三二〇」に、「一九、一七〇」を「一九、五三〇」に、「三、二七〇」を「三、八五〇」に改め、同表営利を目的とする場合の部平日の項中「二、一〇〇」を「二、三二〇」に、「一八、一四〇」を「一八、四八〇」に、「三〇、二四〇」を「三〇、八〇〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「一五、一二〇」を「一五、四〇〇」に、「二四、一四〇」を「二四、五九〇」に、「三九、二六〇」を「三九、九九〇」に改める。

別表二の表中会議室の項中「一、八四〇」を「一、八七〇」に、「二、四八〇」を「二、五三〇」に、「三、八三〇」を「三、九一〇」に改め、同表小会議室の項中「八一〇」を「八三〇」に、「一、一三〇」を「一、一六〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、同表和室の項中「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に、「一、三五〇」を「一、三八〇」に、「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改める。

別表三の表宿泊に使用する場合の項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に改め、同表宿泊以外に使用する場合の項中「一、四九〇」を「一、五二〇」に、「一、九五〇」を「一、九九〇」に、「三、〇八〇」を「三、一四〇」に改める。

(岐阜県福祉友愛プール条例の一部改正)

第二十一条 岐阜県福祉友愛プール条例(平成二十七年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表温水プールの部一般利用の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同部全部利用の項中「三、〇〇〇円」を「三、〇六〇円」に改め、同部「コース利用」(一「コース」につき)の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表会議室の部中「七五〇円」を「七六〇円」に改める。

(岐阜県福祉友愛アリーナ条例の一部改正)

第二十二条 岐阜県福祉友愛アリーナ条例(平成三十年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表フロアの部全部を利用する場合の項中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同部二分の一を利用する場合の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表サウンドテーブルニス室の部中「三五〇円」を「三六〇円」に改める。

(岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十三条 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十五年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表大展示場の部中「二、二〇五〇円」を「二、一四、一〇〇円」に改め、同表中

展示場の部中「三一、八三五円」を「三一、四三五円」に改め、同表小展示場の部中「二二、五〇〇円」を「二二、九〇〇円」に改め、同表ホール部土曜日、日曜日及び休日の項中「二八、四〇五円」を「二八、九三五円」に改め、同部その他の日の項中「二二、九〇〇円」を「二二、三三〇円」に改め、同表会議室の部中「七七円」を「七八円」に改める。

(ソフトピアジャパンセンター条例の一部改正)

第二十四条 ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表一の表大ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「一八、一〇〇」を「一八、五〇〇」に、「二六、六〇〇」を「二七、一〇〇」に、「二九、〇〇〇」を「二九、六〇〇」に、「四四、七〇〇」を「四五、六〇〇」に、「五五、六〇〇」を「五六、七〇〇」に、「七三、七〇〇」を「七五、二〇〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「二一、八〇〇」を「二二、二〇〇」に、「三三、八〇〇」を「三四、五〇〇」に、「三八、七〇〇」を「三九、四〇〇」に、「五五、六〇〇」を「五六、七〇〇」に、「七二、五〇〇」を「七三、九〇〇」に、「九四、三〇〇」を「九六、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「一九、〇〇〇」を「一九、六〇〇」に、「四三、五〇〇」を「四四、四〇〇」に、「四八、三〇〇」を「四九、三〇〇」に、「七一、五〇〇」を「七三、九〇〇」に、「九一、九〇〇」を「九三、六〇〇」に、「二〇、九〇〇」を「二二、二〇〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「三六、三〇〇」を「三七、〇〇〇」に、「五八、〇〇〇」を「五九、一〇〇」に、「六七、八〇〇」を「六九、〇〇〇」に、「九四、三〇〇」を「九六、一〇〇」に、「二五、八〇〇」を「二八、一〇〇」に、「六一、一〇〇」を「一六五、一〇〇」に改め、同表小ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「八、五〇〇」を「八、七〇〇」に、「九、四〇〇」を「九、五〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、七〇〇」に、「一七、九〇〇」を「一八、二〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三三、八〇〇」に、「四二、二〇〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「七、〇〇〇」を「七、一〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「二二、四〇〇」を「二二、七〇〇」に、「二七、九〇〇」を「二八、二〇〇」に、「三三、三〇〇」を「三三、八〇〇」に、「三〇、三〇〇」を「三〇、九〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、四〇〇」を「九、五〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一四、三〇〇」に、「一五、五〇〇」を「一五、八〇〇」に、「三三、三〇〇」を

「三三、八〇〇」に、「二九、五〇〇」を「三〇、一〇〇」に、「三八、九〇〇」を「三九、六〇〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、六〇〇」を「一一、九〇〇」に、「二八、六〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「二一、八〇〇」を「二二、二〇〇」に、「三〇、二〇〇」を「三〇、九〇〇」に、「四〇、四〇〇」を「四一、二〇〇」に、「五二、〇〇〇」を「五三、一〇〇」に改め、同表談話室の部中「二二、二〇〇」を「二二、三〇〇」に改め、同表会議室の部第一大会議室の款中「九、〇〇〇」を「九、二〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「二五、一〇〇」を「二五、四〇〇」に、「一九、〇〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二四、五〇〇」を「二四、九〇〇」に、「三〇、九〇〇」を「三一、四〇〇」に改め、同部第二大会議室の款中「三三、三〇〇」を「三三、五〇〇」に、「一七、七〇〇」を「一八、〇〇〇」に、「二二、一〇〇」を「二二、六〇〇」に、「二七、九〇〇」を「二八、四〇〇」に、「三五、九〇〇」を「三六、五〇〇」に、「四五、二〇〇」を「四六、〇〇〇」に改め、同部第一中会議室の款中「六、二〇〇」を「六、三〇〇」に、「八、二〇〇」を「八、四〇〇」に、「一〇、三〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「一三、〇〇〇」を「一三、二〇〇」に、「一六、七〇〇」を「一六、九〇〇」に、「二〇、九〇〇」を「二一、三〇〇」に改め、同部第二中会議室及び第四中会議室の款中「二、九〇〇」を「三、〇〇〇」に、「三、九〇〇」を「四、〇〇〇」に、「四、八〇〇」を「五、〇〇〇」に、「七、九〇〇」を「八、〇〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、一〇〇」に改め、同部第三中会議室の款中「三、〇〇〇」を「三、一〇〇」に、「三、八〇〇」を「三、九〇〇」に、「四、七〇〇」を「四、九〇〇」に、「七、七〇〇」を「七、九〇〇」に改め、同部第五中会議室の款中「四、三〇〇」を「四、四〇〇」に、「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「八、七〇〇」を「八、九〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、二〇〇」に改め、同部第七中会議室の款中「四、五〇〇」を「四、六〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に、「九、六〇〇」を「九、七〇〇」に、「一一、二〇〇」を「一一、五〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一五、七〇〇」に改め、同部第八中会議室及び第十中会議室の款中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同部第一小会議室及び第四小会議室の款中「二七〇」を「二八〇」に改め、同表レセプションルームの部第一レセプションルームの款中「二、四二〇」を「二、四六〇」に改め、同部第二レセプションルーム及び第二レセプションルームの款中「一、〇七〇」を「一、〇九

〇に改め、同部小レセプションルームの款中「六〇〇」を「六一〇」に改め、同表第一研究開発室、第二研究開発室及び第三研究開発室の部中「九一〇」を「九二〇」に改め、同表媒体変換室の部中「八五〇」を「八六〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同表駐車場の部第一駐車場の款中「一〇〇」を「一一〇」に改め、「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同部第二駐車場の款中「八、六〇〇」を「八、八〇〇」に改める。

別表二の表技術開発室の項中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改める。

別表三の表実習室の部第一実習室及び第二実習室の項中「一〇、三〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「二、四〇〇」を「二、二七〇」に、「四、六〇〇」を「四、九〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、九〇〇」に改め、同部第三実習室の項中「七、九〇〇」を「八、〇〇〇」に、「九、五〇〇」を「九、七〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一五、六〇〇」を「一六、〇〇〇」に、「一八、五〇〇」を「一八、九〇〇」に、「二四、二〇〇」を「二四、七〇〇」に改め、同部第四実習室の項中「九、七〇〇」を「九、九〇〇」に、「一一、八〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一四、三〇〇」に、「一九、三〇〇」を「一九、八〇〇」に、「三三、二〇〇」を「三三、七〇〇」に、「三〇、一〇〇」を「三〇、八〇〇」に改め、同表研修室の部第一研修室の項中「一〇、一〇〇」を「一〇、四〇〇」に、「二、三〇〇」を「二、一六〇〇」に、「四、五〇〇」を「四、八〇〇」に、「一〇、三〇〇」を「一〇、七〇〇」に、「四、二〇〇」を「四、七〇〇」に、「三、一、五〇〇」を「三、一、一〇〇」に改め、同部第二研修室の項中「九、六〇〇」を「九、八〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一二、〇〇〇」に、「三、九〇〇」を「四、二〇〇」に、「一九、一〇〇」を「一九、六〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三三、六〇〇」に、「二九、九〇〇」を「三〇、六〇〇」に改め、同部第三研修室の項中「三、〇〇〇」を「三、一〇〇」に、「三、八〇〇」を「三、九〇〇」に、「四、七〇〇」を「四、九〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「七、七〇〇」を「七、九〇〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同表インキペートルームの部中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改める。

別表四の表会議室の部第一小会議室の項中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に、「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、六〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同部第二小会議室の項中「四、一〇」を「四、四〇」に改

め、同部第三小会議室の項中「一、六〇〇」を「一、七〇〇」に、「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に、「三、四〇〇」を「三、五〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同表宿泊施設（全部利用に限る。）の部中「三九、二〇〇」を「三九、九三〇」に改める。

（岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正）

第二十五条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一十二の表一の項第一号イ中「七六〇」を「七七〇」に改め、同号口中「一、八七〇」を「一、九〇〇」に改め、同号八中「二、一五〇〇」を「二、一五四〇」に改め、同号二中「三、九四〇」を「四、〇一〇」に改め、同号水中「五、一八〇」を「五、二七〇」に改め、同項第二号イ中「一、三〇〇」を「一、三三〇」に改め、同号口中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同号八中「二、八八〇」を「二、九三〇」に改め、同号二中「四、三八〇」を「四、四六〇」に改め、同号水中「五、八四〇」を「五、九四〇」に改め、同項第三号イ中「五二〇」を「五三〇」に改め、同号口中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同号八中「三、六一〇」を「三、六七〇」に改め、同項第四号イ中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同号口中「二、四五〇」を「二、四九〇」に改め、同号八中「三、〇二〇」を「三、〇七〇」に改め、同項第五号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第六号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第七号中「一、三三〇」を「一、三四〇」に改め、同項第八号中「二、八八〇」を「二、九三〇」に改め、同項第九号イ中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同号口中「五、二九〇」を「五、三八〇」に改め、同項第十号中「四、四九〇」を「四、五七〇」に改め、同項第十一号中「二、〇四〇」を「二、〇七〇」に改め、同項第十二号中「五、三二〇」を「五、四〇〇」に改め、同項第十三号中「四、五七〇」を「四、六五〇」に改め、同項第十四号中「六、五二〇」を「六、六四〇」に改め、同項第十五号中「五、八一〇」を「五、九一〇」に改め、同項第十六号中「六、六二〇」を「六、七四〇」に改め、同項第十七号イ中「三、〇二〇」を「三、〇七〇」に改め、同号口中「二、八二〇」を「二、八七〇」に改め、同項第十八号及び第十九号中「六、〇〇〇」を「六、一一〇」に改め、同項第二十号イ中「三、八〇〇」を「三、八七〇」に改め、同号口中「三、八一〇円」を「三、八八〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同項第二十一号中「一、六五二〇」を「一、六、八二〇」に改め、同項第二十二号中「六、七六〇円」を「六、八

八〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に改め、同項第二十三号イ中「七、九七〇」を「一八、三〇〇」に改め、同号口中「九、五四〇」を「三〇、〇八〇」に改め、同項第二十四号中「一、二三〇」を「一、二四〇」に改め、同表二の項第一号中「二、三七〇」を「二、四一〇」に改め、同項第二号中「一、一八〇」を「一、二〇〇」に改め、同項第三号中「三、九〇〇」を「三、九七〇」に改め、同項第四号中「四、五三〇」を「四、六一〇」に改め、同項第五号中「二、二〇〇」を「二、二四〇」に改め、同項第六号中「二、五六〇」を「二、六〇〇」に改め、同項第七号中「五、五四〇」を「五、六四〇」に改め、同項第八号中「二、五三〇」を「二、五七〇」に改め、同項第九号中「一、三三〇」を「一、三三〇」に改め、同項第十号中「八、八九〇」を「九、〇五〇」に改め、同項第十一号中「九、九〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同項第十二号中「七、一〇」を「七、二〇」に改め、同項第十三号中「二〇、四二〇」を「二〇、七九〇」に改め、同項第十四号中「一、五二〇」を「一、五四〇」に改め、同項第十五号中「一、七七〇」を「一、八〇〇」に改め、同表三の項第一号及び第二号中「一、七二〇」を「一、七四〇」に改め、同項第三号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第四号中「八〇〇」を「八一〇」に改め、同項第五号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第六号中「一、〇五〇」を「一、〇七〇」に改め、同項第七号から第十号までの規定中「四、二五〇」を「四、三二〇」に改め、同項第十一号中「一、八七〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第十二号中「三、一七〇」を「三、二二〇」に改め、同項第十三号中「四、八八〇」を「四、九七〇」に改め、同項第十四号イ中「五、三七〇」を「五、四七〇」に改め、同号口中「五、三三〇」を「五、四二〇」に改め、同号八中「四、七二〇」を「四、八〇〇」に改め、同項第十五号中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同項第十六号中「一、八九〇」を「一、九二〇」に改め、同項第十七号中「二、一九〇」を「二、二三〇」に改め、同項第十八号中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同項第十九号中「三、八一〇」を「三、八八〇」に改め、同項第二十号中「六、四三〇」を「六、五四〇」に改め、同項第二十一号中「四、五二〇」を「四、六〇〇」に改め、同項第二十二号中「四、二二〇」を「四、二九〇」に改め、同項第二十三号イ中「五〇〇〇」を「五、〇九〇」に改め、同号口中「四、三〇〇」を「四、三八〇」に改め、同号八中「六、六五〇」を「六、七七〇」に改め、同号二中「一、九七〇」を「三、〇二〇」に改め、同号水中「四、七九〇」を「四、八七〇」に改め、同表四の項第一号中「二、〇四〇」を「二、〇七〇」に改め、同項第二号中「一、七二〇」を「一、

七五〇」に改め、同項第三号中「一、九五〇」を「一、九八〇」に改め、同項第四号中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同項第五号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第六号中「一、九六〇」を「一、九九〇」に改め、同項第七号中「四、〇九〇」を「四、一六〇」に改め、同項第八号中「四、四八〇」を「四、五六〇」に改め、同項第九号中「九、九〇」を「一、〇〇〇」に改め、同項第十号中「八一〇」を「八二〇」に改め、同項第十一号中「七、九〇」を「八〇〇」に改め、同項第十二号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同項第十三号中「一、三八〇」を「一、四〇〇」に改め、同項第十四号中「一、八七〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第十五号及び第十六号イ中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同号口中「三、〇八〇」を「三、一三〇」に改め、同項第十七号中「三、六六〇」を「三、七二〇」に改め、同項第十八号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第十九号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同項第二十号中「一、四六〇」を「一、四八〇」に改め、同項第二十一号中「三、四〇〇」を「三、四六〇」に改め、同項第二十二号中「二、七三〇」を「二、七八〇」に改め、同項第二十三号中「七、九六〇」を「八、一〇〇」に改め、同項第二十四号中「一、〇五〇」を「一、〇七〇」に改め、同項第二十五号中「七、二〇」を「七、三〇」に改め、同項第二十六号イ中「一、三三〇」を「一、三五〇」に改め、同号口中「二、九〇〇」を「二、九五〇」に改め、同項第二十七号中「三、九二〇」を「三、九九〇」に改め、同項第二十八号中「四、〇二〇」を「四、〇九〇」に改め、同項第二十九号中「三、二二〇」を「三、二七〇」に改め、同項第三十号中「二、〇六〇」を「二、〇九〇」に改め、同項第三十一号中「一、九六〇」を「一、九九〇」に改め、同項第三十二号中「七、八〇円」を「七、九〇円」に改め、同項第三十三号中「八二〇」を「八三〇」に改め、同項第三十四号及び第三十五号中「八六〇」を「八七〇」に改め、同項第三十六号中「九二〇」を「九二〇」に改め、同項第三十七号中「七八〇」を「七九〇」に改め、同項第三十八号及び第三十九号中「八六〇」を「八七〇」に改め、同項第四十号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第四十一号中「一、四四〇」を「一、四六〇」に改め、同項第四十二号中「一、一〇〇」を「一、一二〇」に改め、同項第四十三号中「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、同項第四十四号中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同項第四十五号中「一、二七〇」を「一、二九〇」に改め、同項第四十六号中「一、四四〇」を「一、四六〇」に改め、同項第四十七号中「七九〇」を「八〇〇」に改め、同項第四十八号中「三、〇二〇」を「三、〇七〇」に改め、同表五の項第一号中「一、一五〇

〇を「二、五四〇」に改め、同項第二号中「二、八八〇」を「二、九三〇」に改め、同項第三号イ中「三、八六〇」を「三、九三〇」に改め、同号口中「四、三〇〇」を「四、三八〇」に改め、同項第四号及び第五号中「三、〇二〇」を「三、〇七〇」に改め、同項第六号イ中「二、四三〇」を「二、四七〇」に改め、同号口中「三、四三〇」を「三、四九〇」に改め、同項第七号及び第八号中「三、七六〇」を「三、八三〇」に改め、同項第九号中「八、七四〇」を「八、九〇〇」に改め、同項第十号イ中「三、七〇〇」を「三、七六〇」に改め、同号口中「五、〇七〇」を「五、一六〇」に改め、同項第十一号イ中「四、九六〇」を「五、〇五〇」に改め、同号口中「一〇、〇四〇」を「一〇、二二〇」に改め、同号八中「三八、三八〇」を「三九、〇九〇」に改め、同項第十二号中「八、三七〇」を「八、五二〇」に改め、同項第十三号中「三、六一〇」を「三、六七〇」に改め、同項第十四号中「七、五五〇」を「七、六九〇」に改め、同項第十五号中「四、三八〇」を「四、四六〇」に改め、同項第十六号中「二、一七〇」を「二、二二〇」に改め、同項第十七号中「四、五六〇」を「四、六四〇」に改め、同項第十八号中「六、四六〇」を「六、五八〇」に改め、同項第十九号中「一、七、二三〇」を「一、七、五四〇」に改め、同項第二十号イ中「二、七四〇」を「二、七九〇」に改め、同号口中「七、四一〇」を「七、五四〇」に改め、同表六の項第一号から第四号までの規定中「六六〇」を「六七〇」に改め、同項第五号イ中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同号口中「二、七四〇」を「二、七九〇」に改め、同項第六号及び第七号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同項第八号中「一、七二〇」を「一、七五〇」に改め、同項第九号中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同項第十号中「一、二五〇」を「一、二七〇」に改め、同項第十一号中「一、七二〇」を「一、七五〇」に改め、同項第十二号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第十三号中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同項第十四号中「一、八〇〇」を「一、八三〇」に改め、同項第十五号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同項第十六号中「三、八三〇」を「三、九〇〇」に改め、同項第十七号中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同項第十八号中「九八〇」を「九九〇」に改め、同項第十九号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第二十号中「一、三三〇」を「一、三五〇」に改め、同項第二十一号中「四、一八〇」を「四、二五〇」に改め、同項第二十二号中「五二〇」を「五二〇」に改め、同項第二十三号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第二十四号中「二、五六〇」を「二、六〇〇」に改め、同項第二十五号中「二、二五〇」を「二、二九〇」に改め、

同項第二十六号中「二、五二〇」を「二、五六〇」に改め、同項第二十七号中「三、一九〇」を「三、二四〇」に改め、同項第二十八号中「七九〇」を「八〇〇」に改め、同項第二十九号中「四、四七〇」を「四、五五〇」に改め、同項第三十号中「三、〇一〇」を「三、〇六〇」に改め、同項第三十一号中「一、八八〇」を「一、九一〇」に改め、同項第三十二号中「三、三五〇」を「三、四二〇」に改め、同表七の項第一号中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同項第二号イ中「一、七二〇」を「一、七四〇」に、同項第三号中「四、六二〇」を「四、六二〇」に改め、同号口中「二、三八〇」を「二、四二〇」に、同項第四号中「四、六五〇」を「四、七三〇」に改め、同項第三号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第四号中「三、四七〇円」を「三、五三〇円」に改め、同項第五号中「四、八五〇円」を「四、九四〇円」に改め、同項第六号イ中「五、一三〇円」を「五、二二〇円」に改め、同号口中「一、二二〇円」を「一、二二〇円」に改め、同項第七号イ中「五、八九〇円」を「五、八九〇円」に改め、同項第八号イ中「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に改め、同号口中「五、〇三〇円」を「五、一一〇円」に改め、同項第九号イ中「一、七二〇円」を「一、七二〇円」に改め、同項第十号中「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に改め、同項第十一号イ中「五二〇円」を「五二〇円」に改め、同号口中「一、六三〇円」を「一、六七〇円」に改め、同項第十二号イ中「一、〇二〇円」を「一、〇五〇円」に、同項第十三号中「九、四四〇円」を「九、七一〇〇円」を「九、七三〇〇円」に改め、同号口中「三、四七〇円」を「三、五三〇円」に、同項第十四号中「一、九〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同項第十五号中「三、九一〇円」を「三、九一〇円」に改め、同項第十六号中「一、三七〇円」を「一、四二〇円」に改め、同項第十七号イ中「一、四七〇円」を「一、五二〇円」に改め、同号口中「三、九一〇円」を「三、九八〇円」に改め、同項第十八号中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同項第十九号中「一、三三〇円」を「一、三七〇円」に、同項第二十号中「一、三三〇円」を「一、三三〇円」に改め、同項第二十号中「一、八二〇円」を「一、二、〇三〇円」に、同項第二十一号中「九、九二〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表八の項第一号イ中「三、四一〇円」を「三、四七〇円」に改め、同号口中「六、二九〇円」を

「六、四〇〇」に改め、同号八中「二、〇七〇」を「二、二九〇」に改め、同項第二号イ中「三、六三〇円」を「三、六九〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同号口中「四、六八〇円」を「四、七六〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同項第三号中「一、四五〇」を「一、四七〇」に改め、同項第四号イ中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「八八〇円」を「八九〇円」に改め、同号口中「五、二六〇円」を「五、三五〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八四〇円」に改め、同号八中「五、三三〇」を「五、四〇〇」に、「七、〇七〇」を「七、二〇〇」に改め、同項第五号中「四、二二〇円」を「四、二八〇円」に、「一、五七〇円」を「一、五九〇円」に改め、同項第六号イ中「一〇、六八〇」を「一〇、八七〇」に改め、同号口中「一九、一三〇」を「一九、五八〇」に改め、同号八中「三六、三六〇」を「三七、〇三〇」に改め、同号二中「七〇、六一〇」を「七一、九一〇」に改め、同項第七号中「五、七四〇」を「五、八四〇」に改め、同項第八号中「六、九三〇円」を「七、〇五〇円」に、「五、三五〇円」を「五、四四〇円」に改め、同項第九号中「三、七六〇円」を「三、三六〇円」に、「三、七九〇円」を「三、八六〇円」に改め、同項第十号イ中「三、三四〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に改め、同号口中「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に、「七、四〇円」を「七、五〇円」に改め、同項第十一号中「二、二九〇円」を「二、三三〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に改め、同項第十二号中「二、四六〇」を「二、五〇〇」に改め、同項第十三号イ中「五、七三〇」を「五、八三〇」に改め、同号口中「六、八七〇」を「六、九九〇」に改め、同項第十四号イ及び口中「六、一七〇」を「六、二八〇」に改め、同項第十五号イ中「四、九〇〇」を「四、九九〇」に改め、同号口中「四、九〇〇円」を「四、九九〇円」に、「二、一〇一〇円」を「二、一〇四〇円」に改め、同号八中「一四、一五〇」を「一四、四一〇」に改め、同号二中「七、〇八〇」を「七、二二〇」に改め、同号水中「二、一〇四〇円」を「二、一二六〇円」に、「九、九四〇円」を「一〇、一二〇円」に改め、同項第十六号イ中「四、七二〇」を「四、七九〇」に改め、同号口中「四、一九〇円」を「四、二六〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に改め、同号八中「五、四八〇円」を「五、五八〇円」に、「六、〇一〇円」を「六、一二〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七二〇円」に改め、同項第十七号イ中「四、二五〇」を「四、三三〇」に改め、同号口中「三、四五〇」を「三、五一〇」に改め、同号八中「一一、六八〇円」を「一一、八九〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に改め、同

号二中「一一、六八〇円」を「一一、八九〇円」に、「九、五八〇円」を「九、七五〇円」に改め、同項第十八号イ中「二八、九五〇円」を「二九、三〇〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四四〇円」に改め、同号口中「六、五二〇」を「六、六三〇」に、「一〇、一八〇」を「一〇、三六〇」に、「一四、七〇〇」を「一四、九七〇」に改め、同項第十九号イ中「八、六七〇」を「八、八三〇」に改め、同号口中「二、四八〇」を「二、七二〇」に改め、同号八中「二六、二七〇」を「二六、五七〇」に改め、同号二中「三、六〇〇」を「三、四〇三〇」に改め、同項第二十号中「三、六八〇」を「三、七四〇」に改め、同項第二十一号イ中「四、二三〇」を「四、三〇〇」に改め、同号口中「五、九二〇」を「六、〇三〇」に改め、同項第二十二号イ中「六、六七〇」を「六、七九〇」に改め、同号口中「一〇、〇〇〇」を「一〇、一八〇」に改め、同項第二十三号イ中「一、二三〇」を「一、二五〇」に改め、同号口中「二、一三七〇」を「二、四一〇」に改め、同号八及びイ中「一、一八〇」を「一、二〇〇」に改め、同号下中「七、九九〇円」を「八、一三〇円」に、「五、八八〇円」を「五、九八〇円」に改め、同表九の項第一号イ中「一、六一〇」を「一、六四〇」に改め、同号口並びに同項第二号及び第三号中「二、一七〇」を「二、二二〇」に改め、同項第四号イ中「一、六一〇」を「一、六四〇」に改め、同号口中「二、一九〇」を「二、二三〇」に改め、同項第五号中「二、一七〇」を「二、二二〇」に改め、同項第六号イ中「五、三五〇」を「五、四四〇」に改め、同号口中「七、一四〇」を「七、二二〇」に改め、同号八中「二〇、四三〇」を「二〇、八〇〇」に改め、同項第七号中「一一、四四〇」を「一一、六五〇」に改め、同項第八号中「五、五三〇」を「五、六三〇」に改め、同項第九号中「二、四七〇」を「二、六八〇」に改め、同項第十号中「五、四六〇」を「五、五六〇」に改め、同項第十一号中「五、七九〇」を「五、八九〇」に改め、同表十の項第一号から第四号までの規定中「二、一一〇」を「二、一四〇」に改め、同項第五号中「一、六九〇」を「一、七二〇」に改め、同項第六号中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同項第七号中「六、八七〇円」を「六、九九〇円」に、「四、七九〇円」を「四、八七〇円」に改め、同項第八号中「五、三四〇円」を「五、四三〇円」に、「三、二二〇円」を「三、二八〇円」に改め、同項第九号中「九、八八〇円」を「一〇、〇六〇円」に、「八、一四〇円」を「八、二九〇円」に改め、同項第十号中「四、一三〇」を「四、二〇〇」に改め、同項第十二号中「一、五八〇」を「一、六〇〇」に改め、同項第十二号中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同項第十三号中「五、三二〇円」を「五、四〇〇円」に

「二、二八〇円」を「二、三二〇円」に改め、同項第十四号中「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に改め、同項第十五号中「二、一〇〇」を「二、一四〇」に改め、同項第十六号中「三、〇一〇」を「三、〇六〇」に改め、同項第十七号及び第十八号中「一、三二〇」を「一、三四〇」に改め、同項第十九号中「一、五八〇」を「一、六〇〇」に改め、同項第二十号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第二十一号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同号口中「一、四四〇」を「一、四六〇」に改め、同号八中「八、九六〇」を「九、一一〇」に改め、同項第二十二号中「三、九〇〇」を「三、九七〇」に改め、同項第二十三号中「七、八三〇」を「七、九七〇」に改め、同号口中「六六、一四〇」を「六七、三六〇」に改め、同号八中「七五、四七〇円」を「七六、八六〇円」に、「四、一五〇円」を「四、一九〇円」に改め、同号二中「一〇一、五〇〇円」を「一〇三、三八〇円」に、「二四、一五〇円」を「二四、一九〇円」に改め、同項第二十四号中「三、九六〇円」を「四、〇三〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇七〇円」に改め、同号口中「六、三八〇円」を「六、四九〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同項第二十五号中「一、七七〇」を「一、八〇〇」に改め、同号口中「一、七八〇」を「一、八一〇」に改め、同号八及び二中「一、一八〇」を「一、二二〇」に改め、同号水中「二、四〇〇」を「二、四四〇」に改め、同項第二十六号中「一、一四〇」を「一、一六〇」に改め、同項第二十七号中「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同項第二十八号中「三、一〇〇」を「三、一五〇」に改め、同項第二十九号中「一四、五〇〇円」を「一四、七六〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に改め、同項第三十号中「三、〇九〇」を「三、一四〇」に改め、同号口中「八、八七〇」を「九、〇三〇」に改め、同表十一の項第一号中「一、七〇〇」を「一、七三〇」に改め、同号口中「二、七四〇」を「二、七九〇」に改め、同号八中「三、六三〇」を「三、六九〇」に改め、同号二中「五、九八〇」を「六、〇九〇」に改め、同項第二号中「八六〇」を「八七〇」に改め、同表十二の項第一号中「四、七二〇」を「四、八〇〇」に改め、同項第二号中「八、二〇〇」を「八、三五〇」に改め、同項第三号中「二六、四〇〇」を「二六、七〇〇」に改め、同項第四号中「二五、七二〇」を「二六、一九〇」に改め、同項第五号中「三六、〇八〇」を「三六、七四〇」に改める。

(岐阜県科学技術振興センター条例の一部改正)

第二十六条 岐阜県科学技術振興センター条例(平成十年岐阜県条例第二十号)の一部

を次のように改正する。

別表多目的ホールの部中「一、九三〇」を「二、一五〇」に、「二五、八四〇」を「一六、一三〇」に、「二二、三九〇」を「二、七九〇」に、「二四、九九〇」を「二五、四五〇」に、「三三、七四〇」を「三四、三七〇」に改め、同表会議室の部第一会議室及び第二会議室の項中「三、六〇〇」を「三、六七〇」に、「四、八三〇」を「四、九二〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「七、五一〇」を「七、六五〇」に、「一〇、一八〇」を「一〇、三七〇」に改め、同部第三会議室の項中「三八一〇」を「三、八八〇」に、「五、〇四〇」を「五、一三〇」に、「六、七九〇」を「六、九二〇」に、「七、九二〇」を「八、〇七〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同部第四会議室の項中「三、九一〇」を「三、九八〇」に、「五、二五〇」を「五、三五〇」に、「七、一〇〇」を「七、三三〇」に、「八、二三〇」を「八、三八〇」に、「一一、一一〇」を「一一、三三〇」に改め、同部特別会議室の項中「五、一四〇」を「五、二四〇」に、「六、七九〇」を「六、九二〇」に、「九、一五〇」を「九、三三〇」に、「一〇、七〇〇」を「一〇、九〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、六七〇」に改め、同表研修室の部中「三、一九〇」を「三、二五〇」に、「四、二二〇」を「四、三〇〇」に、「五、六六〇」を「五、七七〇」に、「六、五八〇」を「六、七〇〇」に、「八、九五〇」を「九、一二〇」に改める。

(岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例の一部改正)

第二十七条 岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例(平成二十九年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表入館料の部六十歳以上の者及び高校生の款個人の項中「二五〇円」を「二五五円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に改め、同款団体(二〇人以上に限る。)(の項中「二〇〇円」を「二〇五円」に改め、同部その他の者の款個人の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同款団体(二〇人以上に限る。)(の項中「三五〇円」を「三五五円」に改め、同表備考第一号中「八百円」を「八百二十円」に改める。

(セラミックパークM.I.N.O.条例の一部改正)

第二十八条 セラミックパークM.I.N.O.条例(平成十三年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

別表一の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五四〇円以下であるものの款平日の項中「二〇七、四〇〇」を「二〇九、四〇〇」に、「二三四、二〇〇」を「二三六、七〇〇」に、「二四一、六〇〇」を「二四六、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二一八、一〇〇」を「二二〇、三〇〇」に、「二四七、七〇〇」を「二五〇、四〇〇」に、「二六五、八〇〇」を「二七〇、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの款平日の項中「一八七、九〇〇」を「一九一、四〇〇」に、「三三四、九〇〇」を「三三九、二〇〇」に、「四三三、八〇〇」を「四三〇、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二〇六、七〇〇」を「二一〇、五〇〇」に、「二五八、四〇〇」を「二六三、二〇〇」に、「四六五、一〇〇」を「四七三、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの款平日の項中「二二四、八〇〇」を「二二八、八〇〇」に、「二六八、四〇〇」を「二七三、四〇〇」に、「四八三、二〇〇」を「四九二、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三三六、二〇〇」を「三四〇、六〇〇」に、「二九五、三〇〇」を「三〇〇、八〇〇」に、「五三二、五〇〇」を「五四〇、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、二四〇円を超えるものの款平日の項中「二六八、四〇〇」を「二七三、四〇〇」に、「三三三、六〇〇」を「三四一、八〇〇」に、「六〇四、〇〇〇」を「六一五、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二九五、三〇〇」を「三〇〇、八〇〇」に、「三六九、一〇〇」を「三七六、〇〇〇」に、「六六四、四〇〇」を「六七六、八〇〇」に改め、同表A区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五四〇円以下であるものの款平日の項中「六〇、〇〇〇」を「六一、一〇〇」に、「七四、九〇〇」を「七六、三〇〇」に、「一三四、九〇〇」を「一三七、四〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六六、〇〇〇」を「六七、二〇〇」に、「八二、四〇〇」を「八三、九〇〇」に、「一四八、四〇〇」を「一五一、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの款平日の項中「二〇四、九〇〇」を「二〇六、九〇〇」に、「三三二、二〇〇」を「三三三、六〇〇」に、「三三六、一〇〇」を「三四〇、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二一五、四〇〇」を「二一七、六〇〇」に、「二四四、三〇〇」を「二四六、九〇〇」に、「二五九、七〇〇」を「二六四、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、六二〇円を超え、三、二四〇

円以下であるものの款平日の項中「一九、九〇〇」を「二二、一〇〇」に、「四九、九〇〇」を「五一、七〇〇」に、「二六九、八〇〇」を「二七四、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三三、九〇〇」を「三四、四〇〇」に、「一六四、九〇〇」を「一六七、九〇〇」に、「二九六、八〇〇」を「三〇二、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、二四〇円を超えるものの款平日の項中「二四九、九〇〇」を「二五二、七〇〇」に、「二八七、四〇〇」を「二九〇、八〇〇」に、「三三七、三〇〇」を「三四三、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二六四、九〇〇」を「二六八、〇〇〇」に、「二〇六、一〇〇」を「二〇九、九〇〇」に、「三七二、〇〇〇」を「三七七、九〇〇」に改め、同表B区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五四〇円以下であるものの款平日の項中「四五、三〇〇」を「四六、二〇〇」に、「五六、七〇〇」を「五七、七〇〇」に、「一〇二、〇〇〇」を「一〇三、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「四九、九〇〇」を「五〇、八〇〇」に、「六一、三〇〇」を「六三、五〇〇」に、「一一二、二〇〇」を「一一四、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの款平日の項中「七九、三〇〇」を「八〇、八〇〇」に、「九九、二〇〇」を「一〇〇、〇〇〇」に、「二七八、五〇〇」を「二八二、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「八七、三〇〇」を「八八、九〇〇」に、「一〇九、一〇〇」を「一一一、一〇〇」に、「一九六、四〇〇」を「二〇〇、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの款平日の項中「九〇、七〇〇」を「九二、四〇〇」に、「一一三、三〇〇」を「一一五、四〇〇」に、「二〇四、〇〇〇」を「二〇七、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「九九、七〇〇」を「一〇一、六〇〇」に、「一二四、七〇〇」を「一二七、〇〇〇」に、「二三四、四〇〇」を「二三八、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、二四〇円を超えるものの款平日の項中「一一三、三〇〇」を「一一五、四〇〇」に、「二四一、七〇〇」を「二四四、三〇〇」に、「二五〇、〇〇〇」を「二五二、四〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一二四、七〇〇」を「一二七、〇〇〇」に、「一五五、八〇〇」を「一五八、七〇〇」に、「二八〇、五〇〇」を「二八五、七〇〇」に改める。

別表二の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五四〇円以下であるものの部平日の項中「一九、一〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二五、四

〇〇」を「二五、九〇〇」に、「四四、五〇〇」を「四五、三〇〇」に、「六三、六〇〇」を「六四、八〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二一、〇〇〇」を「二一、四〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二八、五〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に、「七〇、〇〇〇」を「七一、三〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合その額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるもの部平日の項中「三三、四〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「四四、五〇〇」を「四五、四〇〇」に、「七七、九〇〇」を「七九、四〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一一、四〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「三六、七〇〇」を「三七、四〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に、「八五、七〇〇」を「八七、三〇〇」に、「一一、四〇〇」を「一二、七〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合その額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるもの部平日の項中「三八、二〇〇」を「三八、九〇〇」に、「五〇、九〇〇」を「五一、八〇〇」に、「八九、一〇〇」を「九〇、七〇〇」に、「二七、二〇〇」を「二九、六〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「四一、〇〇〇」を「四二、八〇〇」に、「五六、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に、「九八、〇〇〇」を「九九、八〇〇」に、「三九、九〇〇」を「四二、五〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合その額が三、二四〇円を超えるもの部平日の項中「四七、七〇〇」を「四八、六〇〇」に、「六三、六〇〇」を「六四、八〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一二、四〇〇」に、「五九、〇〇〇」を「六一、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「五一、五〇〇」を「五三、五〇〇」に、「七〇、〇〇〇」を「七一、三〇〇」に、「二一、五〇〇」を「二四、八〇〇」に、「二四、九〇〇」を「二七、八〇〇」に改める。

別表三の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五四〇円以下であるもの款平日の項中「九、八〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二三、三〇〇」に、「三二、七〇〇」を「三三、三〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、六〇〇」に、「二五、二〇〇」を「二五、六〇〇」に、「三六、〇〇〇」を「三六、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるもの款平日の項中「一七、二〇〇」を「一七、五〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二三、三〇〇」に、「四〇、一〇〇」を「四〇、八〇〇」に、「五七、二〇〇」を「五八、三〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一八、九〇〇」を

「一九、二〇〇」に、「二五、二〇〇」を「二五、六〇〇」に、「四四、一〇〇」を「四四、八〇〇」に、「六一、九〇〇」を「六四、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるもの款平日の項中「一九、六〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「二六、二〇〇」を「二六、六〇〇」に、「四五、八〇〇」を「四六、六〇〇」に、「六五、四〇〇」を「六六、六〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二一、六〇〇」を「二三、〇〇〇」に、「二八、八〇〇」を「二九、三〇〇」に、「五〇、四〇〇」を「五一、三〇〇」に、「七一、九〇〇」を「七三、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、二四〇円を超えるもの款平日の項中「二四、五〇〇」を「二五、〇〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三三、三〇〇」に、「五七、二〇〇」を「五八、三〇〇」に、「八一、八〇〇」を「八三、三〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二七、〇〇〇」を「二七、五〇〇」に、「三六、〇〇〇」を「三六、六〇〇」に、「六三、〇〇〇」を「六四、一〇〇」に、「九〇、〇〇〇」を「九一、六〇〇」に改め、同表二分の一利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五四〇円以下であるもの款平日の項中「五、九〇〇」を「六、〇〇〇」に、「七、八〇〇」を「八、〇〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「一九、六〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、八〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるもの款平日の項中「一〇、三〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「四四、〇〇〇」を「四四、五〇〇」に、「三四、三〇〇」を「三五、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、三〇〇」を「一一、五〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「二六、四〇〇」を「二六、九〇〇」に、「三七、七〇〇」を「三八、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるもの款平日の項中「一一、八〇〇」を「一二、〇〇〇」に、「一五、七〇〇」を「一六、〇〇〇」に、「二七、五〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「三九、二〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一二、九〇〇」を「一三、二〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一七、六〇〇」に、「三〇、一〇〇」を「三〇、八〇〇」に、「四三、一〇〇」を「四三、九〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、二四〇円を超え

るものの款平日の項中「二四、七〇〇」を「二五、〇〇〇」に、「一九、六〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「三四、三〇〇」を「三五、〇〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一六、二〇〇」を「一六、五〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「三七、八〇〇」を「三八、五〇〇」に、「五三、九〇〇」を「五四、九〇〇」に改める。

別表四の表平日の項中「三、四〇〇」を「三、五〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「八、五〇〇」を「八、七〇〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「二、八〇〇」を「二、九〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に、「九、四〇〇」を「九、六〇〇」に改める。

別表五の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五四〇円以下であるものの部平日の項中「五、〇〇〇」を「五、一〇〇」に、「八、八〇〇」を「八、九〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二一、八〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「四、二〇〇」を「四、三〇〇」に、「五、六〇〇」を「五、七〇〇」に、「九、八〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、一〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの部平日の項中「六、六〇〇」を「六、八〇〇」に、「八、八〇〇」を「九、〇〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一五、八〇〇」に、「二一、一〇〇」を「二一、五〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「七、三〇〇」を「七、四〇〇」に、「九、七〇〇」を「九、九〇〇」に、「一七、〇〇〇」を「一七、三〇〇」に、「二四、三〇〇」を「二四、八〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの部平日の項中「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に、「一〇、一〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一七、七〇〇」を「一八、〇〇〇」に、「二五、二〇〇」を「二五、七〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、三〇〇」を「八、五〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一九、四〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二七、七〇〇」を「二八、二〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が三、二四〇円を超えるものの部平日の項中「九、五〇〇」を「九、六〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二一、八〇〇」に、「二九、一〇〇」を「二九、四〇〇」に、「三一、五〇〇」を「三一、一〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一〇、四〇〇」を「一〇、六〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、二〇〇」に、「二四、三〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三四、七〇〇」を「三五、四〇〇」に改める。

別表六の表全部利用の部平日の項中「七、九〇〇」を「八、一〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、一〇〇」に、「二七、八〇〇」を「二八、二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、七〇〇」を「八、九〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一九、六〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表二分の一利用の部平日の項中「五、九〇〇」を「六、一〇〇」に、「一〇、七〇〇」を「一〇、九〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「五、二〇〇」を「五、三〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に、「一、八〇〇」を「二、〇〇〇」に改める。

別表七の表冷暖房設備の部展示ホールの款全部利用の項中「七、五六〇」を「七、七〇〇」に改め、同款A区分利用の項中「四、三二〇」を「四、三九〇」に改め、同款B区分利用の項中「三、二五〇」を「三、三二〇」に改め、同部国際会議場の款中「六六〇」を「六七〇」に、「八三〇」を「八四〇」に改め、同部イベントホールの款全部利用の項中「二九〇」を「三〇〇」に、「三六〇」を「三七〇」に改め、同表その他の附属施設設備等の部中「一五、四三〇」を「一五、七二〇」に改める。

(岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)
第二十九条 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表七の表二の項中「六九〇」を「七〇〇」に改め、同表三の項第一号中「三八〇」を「三九〇」に改め、同項第二号中「三〇〇」を「三一〇」に改め、同項第五号中「一、一三〇」を「一、一五〇」に改める。

別表十八の表一の項及び二の項中「一、三三〇」を「一、三二〇」に改め、同表三の項中「八、六四〇」を「八、八〇〇」に改める。

別表十九の表一の項中「二、四九〇」を「二、五四〇」に改め、同表二の項中「一、五三〇」を「一、五八〇」に改め、同表三の項中「一四、〇七〇」を「一、一六一八〇」に改め、同表四の項中「一九、〇三〇」を「一九、三八〇」に改める。

別表二十の表一の項中「一、五八〇」を「一、六一〇」に改め、同表二の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表四の項中「四、〇六〇」を「四、一四〇」に改め、同表七の項中「七九〇」を「八〇〇」に改め、同表八の項中「二、八〇〇」を「二、八五〇」に改める。

別表二十一の表一の項中「七三〇」を「七五〇」に改め、同表二の項中「三八〇」を「三九〇」に改める。

(岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部改正)
第三十条 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例(昭和六十一年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表授業料の項中「六九、二二〇円」を「七〇、三三〇円」に改め、同表入学試験料の項中「一、七八〇円」を「一、八一〇円」に改める。

(岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

第三十一条 岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五十三円」を「五十五円」に改める。

(岐阜県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第三十二条 岐阜県道路占用料等徴収条例(昭和四十三年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(岐阜県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第三十三条 岐阜県流水占用料等徴収条例(平成十二年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第一一の項中「三、九七〇」を「四、〇五〇」に改め、同表一の項中「四〇〇」を「四一〇」に改める。

別表第三中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第四一の項及び二の項中「二二六」を「二二〇」に改め、同表三の項及び四の項中「一七二」を「一七六」に改め、同表五の項中「二二六」を「二二〇」に改める。

(岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第三十四条 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例(平成十四年岐阜県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第二一の項から三の項までの規定中「二六円」を「二二〇円」に改め、同表四の項及び五の項中「一七二円」を「一七六円」に改める。

(岐阜県県営住宅条例の一部改正)

第三十五条 岐阜県県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「千六百二十円」を「千六百五十円」に、「三千二百四十円」を「三千三百円」に改める。

(岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三十六条 岐阜県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十六条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(岐阜県都市公園条例の一部改正)

第三十七条 岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第三一の表中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二四〇円」に改める。

別表第三二一の表パークゴルフ場の項中「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表バターゴルフ場の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表心のテーマパーク養老天命反転地の項中「九三〇円」を「九五〇円」に改め、同表テニスコートの項中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

別表第三二二(一)の表第一体育館の部アマチュアスポーツの款全部利用の項中「八三、二二〇」を「八四、七五〇」に、「九五、〇四〇」を「九六、八〇〇」に、「六一、四六〇」を「六六、三〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「七三、四四〇」を「七四、八〇〇」に、「二〇三、〇四〇」を「二〇六、八〇〇」に、「二四、八九〇」を「二五、三五〇」に、「五二、九七〇」を「五三、九五〇」に、「六〇、四八〇」を「六一、六〇〇」に、「一六六、四二〇」を「一六九、五〇〇」に、「二〇、五七〇」を「二〇、九五〇」に改め、同表一部利用の項中「一九、四四〇」を「一九、八〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「六〇、四八〇」を「六一、六〇〇」に、「七、六一〇」を「七、七五〇」に、「二一、九六〇」を「二二、二〇〇」に、「一五、二二〇」を「一五、四〇〇」に、「四一、〇四〇」を「四一、八〇〇」に、「四、三三〇」を「四、四〇〇」に、「九、七二〇」を「九、九〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「三〇、二四〇」を「三〇、八〇〇」に、「三、八一〇」を「三、八八〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「七、五六〇」を「七、七〇〇」に、「二〇、五二〇」を「二〇、九〇〇」に、「二一、一六〇」を「二二、二〇〇」に、「七、二〇〇」を「七、三三〇」に

「二〇、一六〇」を「二〇、五三〇」に、「二、五四〇」を「二、五九〇」に、「五〇四〇」を「五、一三〇」に、「三、六八〇」を「三、九三〇」に、「一、四四〇」を「一、四七〇」に改め、同部音楽、芸能、プロスポーツ等の興行の款土曜日、日曜日及び休日の項中「三四〇、一五〇」を「三四六、五五〇」に、「三八八、八〇〇」を「三九六、〇〇〇」に、「一、〇六九、三〇〇」を「一、〇八九、一〇〇」に、「一三三、八九〇」を「一三五、三五〇」に改め、同款その他の日の項中「二八七、二八〇」を「二九二、六〇〇」に、「三三八、三三〇」を「三三四、四〇〇」に、「九〇二、八八〇」を「九一九、六〇〇」に、「一一一、三三〇」を「一四、四〇〇」に改め、同部見本市、展示会、集会、式典その他これらに類する催しの款土曜日、日曜日及び休日の項中「二四九、五三〇」を「二五四、一五〇」に、「二八五、一一〇」を「二九〇、四〇〇」に、「七八四、一八〇」を「七九八、七〇〇」に、「九七、二〇〇」を「九九、〇〇〇」に改め、同款その他の日の項中「一九六、五六〇」を「二〇〇、二〇〇」に、「二三四、六四〇」を「二二八、八〇〇」に、「六一七、七六〇」を「六一九、二〇〇」に、「七六、七三〇」を「七八、一五〇」に改め、同表第二体育館の部全部利用の款アマチュアスポーツの項中「二九、四四〇」を「二九、八〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二一、〇〇〇」に、「二八、〇八〇」を「二八、六〇〇」に、「六九、一一〇」を「七〇、四〇〇」に、「八、六四〇」を「八、八〇〇」に、「九七七〇」を「九、九五〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一四、〇九〇」を「一四、三五〇」に、「三四、六六〇」を「三五、三〇〇」に、「四、三三〇」を「四、四〇〇」に改め、同款その他の項中「九七、二〇〇」を「九九、〇〇〇」に、「一一一、三三〇」を「一一四、四〇〇」に、「四四、七二〇」を「四七、四〇〇」に、「三五四、二四〇」を「三六〇、八〇〇」に、「四四、三三〇」を「四五、一五〇」に、「四八、六五〇」を「四九、五五〇」に、「五六、一六〇」を「五七、二〇〇」に、「七二、四一〇」を「七三、七五〇」に、「七七、二二〇」を「七八、〇五〇」に、「一一一、一一〇」を「一一五、二二〇」に改め、同部一部利用の款バスケットボールコート一面につきの項中「三、一四〇」を「三、三〇〇」に、「三、五七〇」を「三、六四〇」に、「四、六五〇」を「四、七四〇」に、「一、四六〇」を「一、六八〇」に改め、同款テニスコート一面につきの項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「三、五七〇」を「三、六四〇」に、「四、六五〇」を「四、七四〇」に、「一、四六〇」を「一、六八〇」に改め、同款バレーボールコート一面につきの項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に、「三、三八〇」を「三、四二〇」に、「三、一四〇」を

「三、二〇〇」に、「七、六八〇」を「七、八二〇」に改め、同款バドミントンコート一面につきの項中「六五〇」を「六六〇」に、「七六〇」を「七七〇」に、「九八〇」を「一、〇〇〇」に、「二、三九〇」を「二、四三〇」に改め、同款卓球コート一面につきの項中「五五〇」を「五六〇」に、「六五〇」を「六六〇」に、「七六〇」を「七七〇」に、「二、九六〇」を「二、九九〇」に改め、同款その他競技四〇〇平方メートル(四〇〇平方メートルに満たない面積は、四〇〇平方メートルとする。)につきの項中「一、六三〇」を「一、六六〇」に、「一、八四〇」を「一、八七〇」に、「二、三八〇」を「二、四二〇」に、「五、八五〇」を「五、九五〇」に改め、同表武道館の部剣道場の款全部利用の項中「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「四、五四〇」を「四、六二〇」に、「五、八三〇」を「五、九四〇」に、「一四、二六〇」を「一四、五二〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に、「一九、四四〇」を「一九、八〇〇」に、「三、七六〇」を「四、二〇〇」に、「一九、二二〇」を「一九、七五〇」に、「七二、四二〇」を「七三、七五〇」に、「八、八六〇」を「九、〇二〇」に改め、同款一部利用の項中「一、三〇〇」を「一、三三〇」に、「一、五一〇」を「一、五四〇」に、「一、九四〇」を「一、九八〇」に、「四、七五〇」を「四、八四〇」に、「四、六二〇」を「五、八三〇」を「五、九四〇」に、「一四、二六〇」を「一四、五二〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に、「一九、四四〇」を「一九、八〇〇」に、「三、七六〇」を「四、二〇〇」に、「一九、二二〇」を「一九、七五〇」に、「七二、四二〇」を「七三、七五〇」に、「八、八六〇」を「九、〇二〇」に改め、同款一部利用の項中「一、三三〇」を「一、三六〇」に、「一、五一〇」を「一、五四〇」に、「一、九四〇」を「一、九八〇」に、「四、七五〇」を「四、八四〇」に改め、同表相撲場の部中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に、「一、三〇〇」を「一、三三〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に、「四、一一〇」を「四、一八〇」に改め、同表本館の部体育室の款中「三、四六〇」を「三、五二〇」に、「四、〇〇〇」を「四、〇七〇」に、「五、〇八〇」を「五、一七〇」に、「一一、五四〇」を「一一、七六〇」に、「一、五一〇」を「一、五四〇」に改め、同表陸上競技場の部アマチュアスポーツの款中「四五、三六〇」を「四六、二〇〇」に、「五、八四〇」を「五、九二〇」に、「一四、一五六〇」を「一四、五二〇〇」に、「一七、八三〇」を「一八、一六〇」に、「一五、一一〇」を「一五、四〇〇」に、「一七、二八〇」を「一七、六〇〇」に、「四七、五二〇」を「四八、四〇〇」に

「五、九五〇」を「六、〇六〇」に改め、同部その他の款中「二二六、八〇〇」を「三三二、〇〇〇」に、「二五九、二〇〇」を「二六四、〇〇〇」に、「七二二、八〇〇」を「七二六、〇〇〇」に、「八九、一一〇」を「九〇、七六〇」に、「七五、六〇〇」を「七七、〇〇〇」に、「八六、四〇〇」を「八八、〇〇〇」に、「三三七、六〇〇」を「三四一、〇〇〇」に、「二九、七一〇」を「三〇、二六〇」に改め、同表野球場の部アマチュアスポーツの款中「三四、〇三〇」を「三四、六六〇」に、「三八、八八〇」を「三九、六〇〇」に、「一〇六、九四〇」を「一〇八、九二〇」に、「一三、二九〇」を「一三、五四〇」に、「一一、三五〇」を「一一、五六〇」に、「一一、九六〇」を「一一、二〇〇」に、「三五、六六〇」を「三六、三三〇」に、「四、四三〇」を「四、五一〇」に改め、同部その他の款中「一七〇、一一〇」を「一七三、二六〇」に、「一九四、四〇〇」を「一九八、〇〇〇」に、「五三四、六二〇」を「五四四、五二〇」に、「六六、七四〇」を「六七、九八〇」に、「五六、七一〇」を「五七、七六〇」に、「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「一七八、二二〇」を「一八一、五二〇」に、「三三、二五〇」を「三三、六六〇」に改め、同表庭球場の部センターコート上の款アマチュアスポーツの項中「一六、八五〇」を「一七、一六〇」に、「一九、四四〇」を「一九、八〇〇」に、「五三、一四〇」を「五四、一一〇」に、「六、五九〇」を「六、七二〇」に、「五、六二〇」を「五、七二〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「七、七二〇」を「八、〇四〇」に、「一一、一六〇」を「一一、二〇〇」に改め、同款その他の項中「八四、二四〇」を「八五、八〇〇」に、「九七、二〇〇」を「九九、〇〇〇」に、「二六五、六八〇」を「二七〇、六〇〇」に、「三三、一六〇」を「三三、七七〇」に、「二八、〇八〇」を「二八、六〇〇」に、「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「八八、五六〇」を「九〇、二〇〇」に、「一一、〇二〇」を「一一、二二〇」に改め、同部一般コート上の款屋内コート上の項中「三、四〇〇」を「三、四六〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「一〇、六九〇」を「一〇、八八〇」に、「一、六三〇」を「一、六六〇」に改め、同款屋外コート上の項中「二、二七〇」を「二、三三〇」に、「二、五九〇」を「二、六四〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表水泳場の部五メートルプールの款全部利用の項中「三五、六九〇」を「三六、三五〇」に、「四五、三六〇」を「四六、二〇〇」に、「一一六、七四〇」を「一一八、九〇〇」に、「一四、五九〇」を「一四、八六〇」に、「一一、九三〇」を「一二、一五〇」に、「二五、一一〇」を「二五、四〇〇」に、「三八、九八〇」を「三九、七〇〇」に、「四、八七〇」を「四、

九六〇」に、「二七八、二五〇」を「二八一、五五〇」に、「二二六、八〇〇」を「二三一、〇〇〇」に、「五八三、三〇〇」を「五九四、一〇〇」に、「七二、九一〇」を「七四、二六〇」に、「五九、四五〇」を「六〇、五五〇」に、「七五、六〇〇」を「七七、〇〇〇」に、「一九四、五〇〇」を「一九八、一〇〇」に、「四、三三〇」を「四、七六〇」に改め、同款コーズ利用の項中「一、三三〇」を「一、六三〇」に、「一、六六〇」に、「四、一三〇」を「四、三〇〇」に、「五、九二〇」を「五、二〇」に改め、同部飛び込みプールの款アマチュアスポーツの項中「二五、九二〇」を「二六、四〇〇」に、「二九、二二〇」を「二九、七五〇」に、「八一、〇五〇」を「八一、五五〇」に、「一〇、〇五〇」を「一〇、二四〇」に、「八、六四〇」を「八、八〇〇」に、「九、七七〇」を「九、九五〇」に、「七、〇五〇」を「七、五五〇」に、「三、三五〇」を「三、四一〇」に改め、同款その他の項中「二二、九〇〇」を「二二、三三〇」に、「二四、五五〇」を「二四、八〇〇」に、「四三、二〇〇」を「四四、〇〇〇」に、「四八、六五〇」を「四九、五五〇」に、「一三五、〇五〇」を「一三七、五五〇」に、「一六、八五〇」を「一七、一六〇」に改め、同部二五メートルプール（冷水期間）の款全部利用の項中「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「三八、八八〇」を「三九、六〇〇」に、「一〇三、六八〇」を「一〇五、六〇〇」に、「一一、九六〇」を「一二、二〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「三四、五六〇」を「三五、二〇〇」に、「四、三二〇」を「四、四〇〇」に、「六一、〇〇〇」を「六五、〇〇〇」に、「一九四、四〇〇」を「一九八、〇〇〇」に、「五一八、四〇〇」を「五二八、〇〇〇」に、「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「五四、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に、「一七二、八〇〇」を「一七六、〇〇〇」に、「一一、六〇〇」を「一二、〇〇〇」に改め、同款コーズ利用の項中「一、五一〇」を「一、五四〇」に、「一、八四〇」を「一、八七〇」に、「四、八六〇」を「四、九五〇」に、「六一〇」を「六一〇」に改め、同部二五メートルプール（温水期間）の款全部利用の項中「四八、六五〇」を「四九、五五〇」に、「六一、六一〇」を「六一、七五〇」に、「一五八、九一〇」を「六一、八五〇」に、「一九、七七〇」を「二〇、一四〇」に、「一六、一五〇」を「一六、五五〇」に、「二〇、五七〇」を「二〇、九五〇」に、「五三、〇七〇」を「五四、〇五〇」に、「六、五九〇」を「六、七二〇」に、「二四、〇五〇」を「二四、七五〇」に、「三〇七、八五〇」を「三三、五五〇」に、「七九三、九五〇」を「八〇八、六五

〇に、「九九、一四〇」を「一〇〇、九八〇」に、「八一、〇五〇」を「八一、五五〇」に、「二〇二、六五〇」を「二〇四、五五〇」に、「二六四、七五〇」を「二六九、六五〇」に、「三三三、〇五〇」を「三三三、六六〇」に改め、同款コース利用の項中「二、二七〇」を「二、三三〇」に、「二、九二〇」を「二、九七〇」に、「七、四六〇」を「七、五九〇」に、「一〇、〇八〇」を「一〇、一〇〇」に改め、同表弓道場の部入場料等を徴収する場合の款中「一〇、三七〇」を「一〇、五六〇」に、「一一、六六〇」を「一一、八八〇」に、「一一、〇一〇」を「一一、二二〇」に、「三三、〇五〇」を「三三、六六〇」に、「三三、八九〇」を「三三、九六〇」に改め、同部入場料等を徴収しない場合の款中「三、四六〇」を「三、五二〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「三、六七〇」を「三、七四〇」に、「一、〇一〇」を「一、一三〇」に、「一、三〇〇」を「一、三三〇」に改め、同表補助競技場の部アマチュアスポーツの款中「一〇、三七〇」を「一〇、五六〇」に、「一一、六六〇」を「一一、八八〇」に、「三、四六〇」を「三、五二〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「一〇、八一〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一、三三〇」を「一、三三〇」に改め、同部その他の款中「五二、八四〇」を「五二、八〇〇」に、「五八、三三〇」を「五九、四〇〇」に、「六二、〇〇〇」を「六五、〇〇〇」に、「二〇、二〇〇」を「二〇、五七〇」に、「二七、二八〇」を「二七、六〇〇」に、「二九、四四〇」を「二九、八〇〇」に、「五四、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に、「六、七〇〇」を「六、八二〇」に改め、同表第三二二(三)の表トレーニング室の項中「三三〇」を「三四〇」に改め、同表第三二二(三)の表第三駐車場の項中「二二、二八〇」を「二二、六七〇」に、「三一、九七〇」を「三一、五六〇」に、「七四、五三〇」を「七五、九〇〇」に改め、同表第四駐車場の項中「一〇、一五〇」を「一〇、三四〇」に、「一五、三四〇」を「一五、六二〇」に、「三五、六四〇」を「三六、三〇〇」に改め、同表第三二三の表テニスコート^の項中「六二〇」を「六三〇」に改め、同表第三二四の表茶室の項中「四、六三〇」を「四、七二〇」に、「三、〇九〇」を「三、一五〇」に改め、同表園内移動用車両の項中「三二〇」を「三三〇」に改め、同表第三二五の表世界淡水魚園水族館の項中「一、七五〇」を「一、七八〇」に、「五、一五〇」を「五、三三〇」に改め、同表第三二六の表里山の湯の項中「七二〇」を「七三〇」に改め、

別表第四一の表売店、飲食店、簡易宿泊所その他これらに類する施設の項中「三九五」を「四〇〇」に改め、同表駐車場、自転車預り所その他これらに類する施設の項中「三六〇」を「三六五」に改め、

別表第四三の表物品の販売その他これに類する行為の項及び業として行う写真の撮影の項中「七二〇」を「七三〇」に改め、同表業として行う映画の撮影の項中「九、七二〇」を「九、九〇〇」に改め、同表展示会、競技会、集会その他これらに類する催しの項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に改め、同表広告物の掲出の項中「一、六二〇」を「一、六五〇」に改め、

附則

- 1 (施行期日)
この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
 - 2 (公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置)
この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日にかけて岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕艇場条例、岐阜県スポーツ科学センター条例、南飛騨健康増進センター条例及びソフトラビアセンター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
 - 3 (施行日の前日に在学する学生に係る授業料の額は、第三十条の規定による改正後の岐阜県農業大学校授業料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、平成三十一年度分の授業料に限り、なお従前の例による。)
 - 4 (第三十六条の規定による改正後の岐阜県公営企業の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)(第十一条の規定は平成三十一年十月分の水道料金から、新条例第十六条の規定は同年十一月分の工業用水道料金から適用する。)(調整規定)
 - 5 (施行日が岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例(平成三十一年岐阜県条例第十二号)の施行の前日である場合は、第七条のうち別表第二宿泊室の部洋室Bの項の改正規定中「洋室B」とあるのは、「特別室」とする。)
- 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
- 平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六号

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成十九年岐阜県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一二の二の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表一の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第五条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第六号中「第一号又は第二号の卒業生」を「学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者」に、「学校教育法」を「同法」に、「終了した」を「修了した」に、「の卒業生に」を「に規定する学校を卒業した者に」に改める。

第四条第一項第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第六号中「第一号又は第二号の卒業生」を「学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者」に、「学校教育法」を「同法」に、「終了した」を「修了した」に、「の卒業生に」を「に規定する学校を卒業した者に」に改め、同項第九号中「後」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同項第十号中「後」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「第一号に規定する学校の卒業生」を「第一号に規定する学校を卒業した者」に、「第三号に規定する学校の卒業生」を「第三号に規定する学校を卒業した者」(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)に、「第四号に規定する学校の卒業生」を「第四号に規定する学校を卒業した者」に改め、同項第十一号中「の卒業生」を「に規定する学校を卒業した者」に改める。

(岐阜県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号中「者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十二条第一号及び第五十九条第一号において同じ。)」を加える。

第五十三条第二項第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第六号イ中「者」の下に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第五十九条第九号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第九十九条第三号中「者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第十九項中「(昭和二十四年法律第四百七号)」を削る。

(岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

第十条第九号中「該当する学位」の下に「及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)」を加える。

(岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

第四条 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年岐阜県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十八条の二第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

(岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十四年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県附属機関設置条例の一部を改正する条例

岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の表岐阜県指定管理者審査委員会の項中「岐阜県指定管理者審査委員会」を「岐阜県指定管理者制度等運用委員会」に改め、「事項」の下に「及び県有施設の有効活用のための事業に関する事項」を加え、同表岐阜県施設等有効活用事業審査委員会の項を削り、同表岐阜県政府調達苦情検討委員会の項中「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」の下に「その他の国際約束」を、「となる県」の下に「及び県が単独で設立する地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)」を加える。

附則

1 この条例中別表一の表岐阜県指定管理者審査委員会の項の改正規定及び同表岐阜県施設等有効活用事業審査委員会の項を削る改正規定は平成三十一年四月一日から、同表岐阜県政府調達苦情検討委員会の項の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。

2 改正後の別表一の表岐阜県政府調達苦情検討委員会の項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後に申し立てられる苦情について適用する。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十七第一項中「掲げる自動車」を「定める自動車」に、「環境性能割」を「当該自動車に対して課する環境性能割」に改め、同項各号を次のように改める。

一 天災その他の災害(以下この号及び次項において「天災等」という。)の被災者当該天災等により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車として規則で定めるもの

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関を開設する者で規則で定めるもの 救急又はへき地巡回診療のため使用する自動車

三 身体障害者(身体に障害を有する者のうち歩行が困難な者)で規則で定めるものに限る。次号及び第五号並びに第八十五条の二第一項第三号において同じ。(又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条に規定する精神障害者のうち歩行が困難な者)で規則で定めるものに限る。次号及び第五号並びに第八十五条の二第一項第三号において同じ。) その者が運転する自動車又はその者と生計を一にする者が専ら規則で定める目的のために運転する自動車

四 身体障害者(年齢十八歳未満の者に限る。)又は精神障害者と生計を一にする者 当該精神障害者が運転する自動車又は当該身体障害者若しくは当該精神障害者と生計を一にする者が専ら規則で定める目的のために運転する自動車

五 身体障害者又は精神障害者(以下この号及び第八十五条の二第一項第三号において「身体障害者等」という。)のみで構成される世帯の身体障害者等 当該世帯の身体障害者等を介護する者で規則で定めるものが専ら規則で定める目的のために運転する自動車

六 構造上身体障害者又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十五条に規定する精神障害者をいう。次号及び第八十五条の二第一項第四号において同じ。)の利用に専ら供するための自動車で規則で定めるものを取得しようとする者 当該自動車

七 構造上身体障害者若しくは精神障害者の利用に供するための自動車で身体障害者若しくは精神障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら身体障害者若

しくは精神障害者が運転するための構造変更がなされた自動車(営業用のものに限る。)を取得しようとする者 当該自動車

八 前各号に掲げる者のほか、公益その他特別の事情により知事が減免を必要と認めたる者 減免を必要とする自動車

第七十二条の十七第四項中「第一項第四号」を「第一項第三号から第五号まで」に、「によつて」を「により」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第一項(第三号から第五号までを除く。)及び第二項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、天災等の被災者が当該天災等の前に自動車を取得し、かつ、その直後に当該天災等により当該自動車が滅失し、又は損壊した場合(規則で定める場合に限る。)は、規則で定めるところにより、当該自動車に対して課する環境性能割を減免することができる。

附則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一五十の二の項中「揖斐川町」の下に、「大野町」を加える。

別表第二一の項中「各務原市」を「大垣市及び各務原市」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)(の規定により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会に対しなされたものとみなす。

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例

岐阜県長良川球技場条例(平成二年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表駐車場の部第一駐車場、第二駐車場及び第四駐車場の項中、「第二駐車場及び第四駐車場」を「及び第二駐車場」に改め、同表備考第二号中「利用料金の額は」を「額は」に、「に掲げる午前及び午後」を「の午前の欄及び午後の欄に掲げる」に、「午後及び夜間の」を「同表の午後の欄及び夜間の欄に掲げる」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考第三号及び第四号中「利用料金の額は」を「額は」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考第六号を削り、同表備考第五号中「利用料金の額が一時間当たりの額」を「一時間当たりに、場合において当該」を「額については、」に、「その端数」を「に改め、」の下の「ものとする」を加え、同号を同表備考第六号とし、同表備考第四号の

次に次の一号を加える。

五 前二号の規定により算定した額に十円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

別表備考第七号中「の額」を削る。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例

岐阜県スポーツ科学センター条例(平成二十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二宿泊室の部特別室の項中「特別室」を「洋室B」に改め、同項の前に次のように加える。

洋室A 一人一泊につき一〇、六九〇

別表第二備考第三号中「利用料金の」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(が平成三十一年十月一日前である場合は、施行日から同年九月三十日までの間における改正後の別表第二宿泊室の部洋室Aの項の規定の適用については、同項中「一〇、六九〇」とあるのは、「一〇、五〇〇」とする。

3 前項の場合において、平成三十一年九月三十日から同年十月一日にかけて洋室Aに

宿泊をする者の当該宿泊に係る利用料金は、一万五百円の範囲内で指定管理者が定める額とする。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一三六の表一の項中「七、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改める。

別表第一四六の表十一の項第一号水中「二八、四〇〇」を「二〇、九〇〇」に、「六三、八〇〇」を「七〇、四〇〇」に、「四一、〇〇〇」を「四二、九〇〇」に、「五〇八〇」を「六、一六〇」に、「三、六七〇」を「四、〇七〇」に、「五、八三〇」を「六、七二〇」に改める。

附則

この条例中別表第一三六の表の改正規定は平成三十一年四月一日から、別表第一四六の表の改正規定は平成三十一年十月一日から施行する。

岐阜県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県統計調査条例の一部を改正する条例

岐阜県統計調査条例(平成二十年岐阜県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改め、同条第三項中「者が」を「個人が」に改める。

第六条第一項中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

第八条中「インターネット」を「インターネット」に改める。

第九条第二号中「統計」を「県統計調査その他の統計」に改める。

第十条第一項中「場合には」の下に「これらの者からの求めに応じ」を加え、「これら」を「これら」に改め、同項第一号中「又は」の下に「統計調査その他の」を加え、同条に次の三項を加える。

3 知事等は、第一項(第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。)の規定により調査票情報を提供したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

二 第一項の規定により提供した調査票情報に係る県統計調査の名称

三 前二号に掲げるもののほか、知事等が定める事項

4 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した知事等に提出しなければならない。

5 知事等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第三項第一号及び第二号に掲げる事項

二 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

三 前二号に掲げるもののほか、知事等が定める事項

第十五条中「自己」を「自己」に改める。

第十六条第一号中「者の」を「個人又は法人その他の団体の」に改める。

第十七条第一号中「者」を「個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者)」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十一年五月一日から施行する。

2 改正後の第十条第三項から第五項までの規定は、この条例の施行の日以後に改正後の同条第一項の規定により行われた求めに応じ、改正後の第九条に規定する調査票情報を提供した場合について適用する。

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務（以下「移管事務」という。）に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 移管事務に関し、この条例の施行の日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る同日以後の法令の適用については、当該行為が知事に対してなされたものとみなす。

（岐阜県文化財保護条例の一部改正）

4 岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条の二を除く。）中「委員会」を「知事」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第二条の二中「教育委員会（以下「委員会」という。）を「知事」に改める。

第四条第五項中「第二項で」を「第二項において」に改める。

第五条の二第五項中「規定による」を削る。

第六条第一項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五項中「規定による公開」を「公開」に改め、同条第六項ただし書中「規定による」を削り、同条第七項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第七条の二第六項中「第三項で」を「第三項において」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改める。

第七条の八第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第九条の三中「囲さく」を「囲柵」に改める。

第十条の三第一項ただし書中「第十条で」を「第十条において」に改め、「規定による」を削り、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第十一条中「第九十條第一項」を「第九十條第二項」に改める。

第十三条第一項中「十二名」を「十六人」に改め、同条第三項中「学識経験のある者」を「文化財に関して優れた識見を有する者」に改め、同条第四項中「二年」を「二年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「終わった」を「終わった」に改める。

第十六条中「に基き」を「の規定により」に改める。

（岐阜県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の岐阜県文化財保護条例第十三条第三項の規定により任命されている委員及び臨時委員は、平成三十一年九月三十日までの間、前項の規定による改正後の岐阜県文化財保護条例第十三条第三項の規定により任命された委員及び臨時委員とみなす。

（岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正）

6 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「教育委員会が」を「規則又は教育委員会規則で」に改める。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

7 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第十項の規定により教育委員会が管理し、及び執行する事務とみなされるものに係る別表第二の規定の適用については、同表一の項中「教育委員会」とあるのは「知事」

とあるのは「知事」と改める。

と、同表二の項中「教育委員会規則」とあるのは「規則」とする。

南飛驒健康増進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号

南飛驒健康増進センター条例の一部を改正する条例

南飛驒健康増進センター条例（平成十五年岐阜県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表備考第一号中「この」を「これらの」に改め、同号下中「正午」を「午前十時」に改め、同表備考第二号中「使用料の」を削り、「この表に定める」を「一の表に掲げる」に改め、同表備考第三号中「使用時間区分以外の時間」を「これらの表の金額の欄に規定する時間帯（以下「時間帯区分」という。）以外の時間帯を」に、「使用料の額は、次のとおり」を「額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イ中「使用時間区分」を「時間帯区分」に、「この表に定める午前の使用料」を「一の表の午前の欄又は二の表の宿泊以外に使用する場合の項に掲げる午前」に改め、同号ロ中「使用時間区分」を「時間帯区分」に、「この表に定める午後の使用料」を「二の表の午後の欄又は二の表の宿泊以外に使用する場合の項に掲げる午後」に改め、同表備考第四号を削り、同表備考第五号中「使用料の」を「前二号の規定により算定した」に、「十円未満」を「これ」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同号を同表備考第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 幼児がキャンプ縄文を宿泊に使用する場合の使用料は、二の表の規定にかかわらず、無料とする。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号及び第四条第一項第八号中「又は水道環境」を削る。

附則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第三条第八号及び第四条第一項第八号の規定の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「別表第一の三」の下に、「臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条」を加え、「同令第九条の八第一項」を「医療法施行規則第九条の八第一項」に改め、「医療」との下に「臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める」とあるのは「検体検査の業務の適正な実施に必要なもの」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める」とあるのは「検体検査の業務の適正な実施に必要なもの」と」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項、第三十六条第三項及び第五十七条第四項中「の学部で」を「短期大学を除く。」において「に改める。」

第五十九条第四号及び第五号中「の学部で」を「短期大学を除く。」において「に改め、同条第九号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改める。

第六十七条第五項、第八十九条第三項、第九十七条第四項及び第九十九条第四号中「の学部で」を「短期大学を除く。」において「に改める。」

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県立障がい者職業能力開発校条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県立障がい者職業能力開発校条例

(設置)

第一条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第二項の規定に基づき、岐阜市に岐阜県立障がい者職業能力開発校を設置する。

(訓練科)

第二条 岐阜県立障がい者職業能力開発校に、基礎実務科、OAビジネス科及びウェブデザイン科を置く。

(授業料、入校試験料及び入校金)

第三条 岐阜県立障がい者職業能力開発校の授業料、入校試験料及び入校金は、無料とする。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

五 窯業試験		窯業試験手 数料	
41	その他の堅さ(度)	一件につき	一、四四〇
42	繊維鑑別	一件につき	一、一〇〇
43	繊維混用率	一成分につき	一、七三〇
44	精練	一件につき	一、一五〇
45	漂白	一件につき	一、二七〇
46	染色	一件につき	一、四四〇
47	外觀変化	一件につき	七九〇
48	燃焼性試験	一件につき	三、〇二〇
1	急冷(五百度以下のもの)	一件につき	二、五〇〇
2	オートクレーブ試験	一件につき	二、八八〇
3	凍結融解(耐寒)のもの	一件につき	三、八六〇
	零下二十度以上のもの	一件につき	四、三〇〇
4	曲げ	一件につき	三、〇二〇
5	圧縮	一件につき	三、〇二〇
6	吸水率	一件につき	二、四三〇
	イ 浸漬法	一件につき	三、四三〇
	ロ 真空法	一件につき	三、七六〇
7	気孔率	一件につき	三、七六〇
8	比重	一件につき	三、七六〇
9	耐火度	一件につき	八、七四〇
10	熱膨張	一件につき	三、七〇〇
	イ 千度以下のもの	一件につき	五、〇七〇
	ロ 千度を超え千三百度以下のもの	一件につき	四、九六〇
11	焼成のもの	一件につき	一〇、〇四〇
	イ 五キロワット以下	一件につき	三、三八〇
	ロ 五キロワットを超えるもの	一件につき	三、三八〇
	ハ 高温炉	一件につき	三、三八〇
六 紙・パルプ試験 試験手数料			
12	素地調整	一件につき	八、三七〇
13	陶磁器容器の溶出試験(鉛及びカドミウムに係るものに限る。)	一件につき	三、六一〇
14	陶磁器タイルの溶出試験(鉛及びカドミウムに係るものに限る。)	一件につき	七、五五〇
15	弾性率	一件につき	四、三八〇
16	衝撃試験	一件につき	二、一七〇
17	窒素吸着法による比表面積測定	一件につき	四、五六〇
18	窒素吸着法による細孔径分布測定	一件につき	六、四六〇
19	水銀圧入法による細孔径分布測定	一件につき	一七、二三〇
20	応用試験	一件につき	二、七四〇
	イ 簡単なもの	一件につき	七、四一〇
	ロ 複雑なもの	一件につき	六六〇
1	紙厚	一件につき	六六〇
2	メートル坪量	一件につき	六六〇
3	寸法	一件につき	六六〇
4	密度	一件につき	六六〇
5	引張り(裂断長、抗張力及び伸びを含む)イ ショッパー式	一件につき	一、二〇〇
	ロ ロードセル式	一件につき	二、七四〇
6	破裂	一件につき	一、二〇〇
7	引裂き	一件につき	一、二〇〇
8	耐折	一件につき	一、七二〇
9	透気度(気密度を含む。)	一件につき	一、一五〇
10	平滑度	一件につき	一、二五〇
11	ろ水度(こし解度を含む。)	一件につき	一、七二〇
12	吸水度	一件につき	一、六六〇
13	透湿度	一件につき	三、四六〇

9 発熱測定	8 熱分析	7 エックス線回折	6 エック ス線CT			5 画像測定	4 三次元 イ 接 触 式 測 定		3 衝撃 (落錘 ^{おちづり} 型)	え た 額	
			二 極めて複雑なもの	八 複雑なもの	口 やや複雑なもの		イ 簡単なもの	複雑なもの			簡単なもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	え た 額	
三三、七六〇円に えた額	六、九三〇円に試 験時間が一時間を 超えて一時間又は 一時間に満たない 端数を増すことに 五、三五〇円を加 えた額	五、七四〇	七〇、六一〇	三六、三六〇	一九、二三〇	一〇、六八〇	四、二一〇円に測 定の回数が増すこ とに五又は五に満 たない端数を増す ことに一、五七〇 円を加えた額	七、〇七〇	五、三一〇	二、二六〇円に測 定の回数が増すこ とに二、七九〇円を 加えた額	一、四五〇
15 電界放 射走査電 子顕微鏡 分析	14 ナノイ ンダイヤ ン	13 力顕微鏡	12 金属顕 微鏡観察	11 工具顕 微鏡観察	10 耐候性 試験	イ ス ー パ ー キ セ ノ ン		え た 額	測 定 の 回 数 が 一 を 超 え て 一 を 増 す こ と に 三 、 七 九 〇 円 を 加 え た 額		
						口 EDX分析(定性 分析)	イ SEM観察			口 AFM観察(雰 囲 気 制 御 有)	イ AFM観察
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	二、二九〇円に測 定の回数が増すこ とに五又は五に満 たない端数を増す ことに一、一四〇 円を加えた額	二、二九〇
四、九〇〇円に面 分析一件ごと「一 〇一〇円を、簡易	四、九〇〇	六、一七〇	六、八七〇	五、七三〇	二、四六〇	二、八五〇円に試 験時間が一時間を 超えて一時間又は 一時間に満たない 端数を増すことに 一、二三〇円を加 えた額	三、三四〇円に試 験時間が一時間を 超えて一時間又は 一時間に満たない 端数を増すことに 一、二三〇円を加 えた額	三、三四〇円に試 験時間が一時間を 超えて一時間又は 一時間に満たない 端数を増すことに 一、二三〇円を加 えた額	三、七九〇円 を加えた額	三、七九〇	

十二 図案 又は模型 の調製 手数料	1	極めて簡単なもの	一件につき	四、七二〇
	2	簡単なもの	一件につき	八、二〇〇
十三 複本 等 の交付 手数料	3	平均的なもの	一件につき	一六、四〇〇
	4	複雑なもの	一件につき	二五、七二〇
備考 試験に係る報告書等の郵送を必要とする場合の手数料の額は、この表に掲げる額に郵送一通につき三〇〇円を加えた額とする。	5	極めて複雑なもの	一件につき	三六、〇八〇
	1	和文	一通につき	四七〇
	2	英文	一通につき	四七〇
	3	デジタルプリント	一枚につき	二六〇
	2	環境指定による試料調整	一時間につき	八六〇

備考 試験に係る報告書等の郵送を必要とする場合の手数料の額は、この表に掲げる額に郵送一通につき三〇〇円を加えた額とする。

第二条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。
別表第十二の表中「工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所」を「産業技術総合センター」に改める。

附 則
この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年五月一日から施行する。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表十九の表五の項中「三八〇」を「四五〇」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表一の項、三の項及び五の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表十一の項中

1	利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意を要しないもの	一件につき	一一〇、〇〇〇
2	建築審査会の同意を要しないもの	一件につき	一四〇、〇〇〇
3	1及び2以外のもの	一件につき	一八〇、〇〇〇

に改め、同表十四の項

中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同表十五の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同表二十八の項中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同表二十九の項中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同表三十の項中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同表五十四の項中「第八十六条の八第一項」の下に「又は法第八十七条の二第一項」を加え、同表五十五の項中「第八十六条の八第三項」の下に「（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む）」を加え、同表五十六の項中「五十五の項」を「五十七の項」に改め、同項を同表五十八の項とし、同表五十五の項の次に次のように加える。

<p>五十六 法第八十七条の三第五項に規定する建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査</p>	<p>用途変更興行場等一時使用許可申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>一一〇、〇〇〇</p>
<p>五十七 法第八十七条の三第六項に規定する建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する許可の申請に対する審査</p>	<p>用途変更特別興行場等一時使用許可申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>一六〇、〇〇〇</p>
<p>別表第二十八の四の表の次に次の一表を加える。 十八の五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する事務</p>				
<p>事務の内容 一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号。以下この表において「法」という。)第十條第一項又は法第十九條第一項に規定する裁定の申請に対する審査(国より国の行政機</p>	<p>手数料の名称 特定所有者不明土地使用権取得等裁定申請手数料</p>	<p>区分 1 損失の補償金の見積額(以下この表において単に「見積額」という。)が十万円以下の場合 2 見積額が十万円を超え百万円以下の場合</p>	<p>単位 一件につき</p>	<p>額(円) 一七、〇〇〇 二七、〇〇〇円</p>
<p>関とみなされるものを含む。)又は都道府県(法令の規定により都道府県とみなされるものを含む。)の申請に係るものを除く。以下この表において同じ。</p>				
<p>二 法第二十七條第一項又は法第三十七條第一項に規定する裁定の申請に対する審査</p>	<p>特定所有者不明土地収用等裁定申請手数料</p>	<p>1 見積額が十万円以下の場合 2 見積額が十万円を超え百万円以下の場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>二七、〇〇〇円</p>
<p>6 見積額が一億円を超える場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>三六〇、一〇〇</p>	<p>5 見積額が二千万円を超え一億円以下の場合</p>	<p>一件につき</p>
<p>四、八〇〇円を加えた額</p>	<p>4 見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合</p>	<p>一件につき</p>	<p>二一、六〇〇円に見積額の五百万円を超える部分が百万円に達すること三、五〇〇円を加えた額</p>	<p>3 見積額が百万円を超え五百万円以下の場合</p>
<p>一件につき</p>	<p>七五、六〇〇円に見積額の百万円を超える部分が十万円に達すること三、四〇〇円を加えた額</p>	<p>額</p>		

	3 見積額が 百万円を超 え五百万円 以下の場合	一件につき	七五、六〇〇円 に見積額の百万 円を超える部分 が十万円に達す ることに三、四 〇〇円を加えた 額
	4 見積額が 五百万円を 超え二十万 円以下の場 合	一件につき	二二一、六〇〇 円に見積額の五 百万円を超える 部分が百万円に 達するに二、三 五〇〇円を加え た額
	5 見積額が 二十万円を 超え一億円 以下の場合	一件につき	二六四、一〇〇 円に見積額の二 千万円を超える 部分が四百万円 に達することに 四、八〇〇円を 加えた額
	6 見積額が 一億円を超 える場合	一件につき	三六〇、一〇〇

附 則

この条例中別表第二の表の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から、別表第二十八の四の表の次に一表を加える改正規定は平成三十一年六月一日から施行する。

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例

岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。
第二十一条中「第八十六条の四第一項」を「第八十六条の四」に改める。
第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（適用の除外）」を付する。
第二十九条の三の見出しを削り、同条中「に規定する仮設興行場等」を「若しくは第六項又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた建築物」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十六号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（昭和二十九年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「基き」を「基づき」に改め、「支給し、」の下に「及び」を加え、同条第二項を削る。

第四条第一項中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同条第二項中「警部補、巡查部長及び巡查の階級にある」を削り、「かえて」を「代えて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県主要農作物種子条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県主要農作物種子条例

私たちは、地域の気象や土壌等により育まれた、米、麦、大豆をはじめとした農作物により、豊かな食生活を享受してきた。また、地域に根差したこれらの農作物が、長い間、地域に伝わり、本県農業を支え、清流の国の美しい農村風景と文化をつくり出してきた。

一方、我が国の食料自給率の低下やグローバル化の進展に伴う輸入農作物の増加などにより、将来の食料の安定供給と農作物の安全・安心、地域に根差した農作物の衰退に対する不安の声も高まっている。

毎日の食生活に密接に関連する、安全・安心な主要農作物の安定的な供給や本県農業の持続的な発展のためには、県民や関係者の理解を深め、地域に根差した主要農作物を保存し、継承していくことが不可欠である。

ここに、長年培ってきた地域の財産である主要農作物の種子を守り、次代へ引き継いでいくための施策を推進するとともに、その必要性についての県民の理解を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆)いずれも食用又は酒造用であるものに限る。(をいう。以下同じ。)の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の主要農作物の生産性の向上及び品質の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 主要農作物の種子の生産及び普及は、県内の種子の安定供給及び食糧の安全性の確保に資することを旨として行われなければならない。

2 主要農作物の種子の生産及び普及は、生産地の気候、土壌等の生産環境及び消費者の嗜好に十分配慮して行われなければならない。

3 主要農作物の種子の生産及び普及は、県民の理解を得つつ、県及び農業者団体その他の関係者との連携及び相互理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、農業者団体その他の関係者との連携を図るものとする。

(奨励品種の決定)

第四条 県は、県内における生産を奨励すべき主要農作物の優良な品種(以下「奨励品種」という。)を決定するものとする。

2 県は、奨励品種を決定するに当たっては、必要な試験等を行うものとする。

(生産計画)

第五条 県は、毎年度、奨励品種のうち県が種子供給に関する取組を行う品種(以下「対象品種」という。)の優良な種子の生産に関する計画(以下「生産計画」という。)を策定するものとする。

2 生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象品種の種子の需要の見通し

二 対象品種の種子の必要な生産量

三 前二号に掲げるもののほか、対象品種の種子の生産に関し必要な事項

3 県は、生産計画を策定するため必要があるときは、農業者団体その他の関係者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

4 県は、生産計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、生産計画の変更について準用する。

(原原種及び原種の生産等)

第六条 県は、生産計画に基づき、原原種(原種)優良な一般種子の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。(の生産を行うために必要な原原種(優良な原種の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。)の生産を行うほ場をいう。以下同じ。)及び原種(原種の生産を行うほ場をいう。以下同じ。)を設置し、原原種及び原種を生産するものとする。

2 県は、生産計画に基づき、生産した原種を一般種子を生産する者であつて県が認められたものに配布するものとする。

(一般種子生産ほ場の設置)

第七条 県は、生産計画に基づく種子の生産が行われるよう、農業者団体その他の関係者に対し、一般種子の生産を行うほ場(以下「一般種子生産ほ場」という。)の設置について指導するものとする。

(審査)

第八条 県は、生産計画を実行するために必要な原種ほ、原種ほ及び一般種子生産ほ場並びにこれらにおいて生産された種子について、ほ場審査（原原種ほ、原種ほ及び一般種子生産ほ場において栽培中の農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。）及び生産物審査（原原種ほ、原種ほ及び一般種子生産ほ場において生産された種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。）を行わなければならない。

（勧告等）

第九条 県は、生産計画に基づき、一般種子を生産する者又は一般種子を生産する者に種子の生産を委託した者に対し、優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。

（県民の理解の促進）

第十条 県は、地域の農業の根幹を支える主要農作物の優良な種子の生産の重要性について、県民の理解を促進するため、啓発活動に努めるものとする。

（財政上の措置）

第十一条 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に県が奨励品種として決定している品種は、第四条第一項の規定により決定された奨励品種とみなす。

3 この条例の施行の際現に県が定めている対象品種の優良な種子の生産に関する計画は、第五条第一項の規定により策定された生産計画とみなす。

岐阜県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県政務活動費の交付に関する条例（平成三十三年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「議員は、」を「議員が」に改め、「ときは」の下に「、当該議員であった者（死亡の場合は、その相続人）」を加える。

第八条第二項中「議員は、」を「議員が」に改め、「失職」の下に「、死亡」を、「場合には」の下に「、当該議員であった者（死亡の場合は、その相続人）」を加える。

第九条中「知事」を「議員」に、「議員が交付」を「交付」に、「の返還を命ずることができる」を「を返還しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 知事は、前項の規定による返還がなされないときは、当該議員に対し、返還を命ずることができる。

3 前二項の規定は、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があったときについて準用する。この場合において、前二項中「議員」とあるのは、「議員であった者（死亡の場合は、その相続人）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十一年三月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社